

1 学校の教育課程

(1) 教育課程の意義、基準及び編成

教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。

各学校は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学習指導要領等に基づき、子どもたちの姿や地域の実態等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育課程を編成する。各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間（「総合的な探究の時間」については、平成31年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に適用）及び特別活動等についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら授業時数との関連において総合的に組織する。

教育課程の基準

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を保障するために、学教法等の法令に基づいて国が定めている教育課程の基準である。

その内容は、校種により違いがあるが、総則、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動などによって構成されているものである。

学習指導要領は、教育課程の編成はもちろん、年間指導計画の作成、指導目標や指導事項の設定等、日々の教育活動を進める際の最も基本となるものである。なお、学習指導要領は、指導内容やその取扱いについて大綱的に示しているものであり、それを十分読み取るために、「学習指導要領解説」等の資料を活用し、理解を深めることが大切である。

移行期間中は、新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえつつ、移行措置に留意して教育課程を編成する必要がある。

教育課程の編成

教育課程は、各学校において全教職員の連携協力の下に、児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて校長の責任において編成するものであり、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。全教職員はそれらに示されている事柄について十分に理解を深める必要がある。教育課程は、次の内容で編成される。

- | | |
|----------|---|
| 【小学校】 | 各教科、道徳科、外国語活動（小学校第3学年及び第4学年）、総合的な学習の時間（小学校第3学年から）、特別活動 |
| 【中学校】 | 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動 |
| 【高等学校】 | 各教科、総合的な探究の時間、特別活動 |
| 【特別支援学校】 | 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部・中学部※知的障害小学部を除く。）・総合的な探究の時間（高等部）、特別活動、自立活動 |

(特別支援学校の教育課程については、本編P43 IV-2-(7)「特別支援学校における教育課程の編成」、本編P53 IV-2-(11)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照)

教育課程の具体化のために

学校教育においては、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において、資質・能力を育み、個性を生かし多様な人との協働を促す教育の充実に努めることが強く求められている。各学校では、地域社会の特性や児童生徒の実態に応じて編成された教育課程に基づき、一人一人の児童生徒を大切にしながら教育を実践しつつ、それらを評価し、改善するカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要がある(本編P29 IV-2-(2)「カリキュラム・マネジメント」参照)。

社会に開かれた教育課程

学校は社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくことが必要である。

学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在である。コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働をさらに広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのかといった目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

そのために、各学校においては、全教職員の連携協力の下に、児童生徒に求められる資質・能力を明確化した教育課程の実施、評価及び改善について、地域の人材、資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりしながら、教育目標の具現化を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要である。

特色ある学校づくり

特色ある学校づくりとは、自校の教育目標を達成するために各学校が主体的に編成する教育課程に創意・工夫を加え、教育の活性化を図ることである。

学校の伝統や校風を大切にするとともに、地域社会や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、その効果的な実施と評価、改善に努める必要がある。

説明責任と学校評価

各学校が行う学校評価は、学校教育法第42、49、62、70、80条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されている。

各学校は教育課程や学校運営について自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、その結果を公表し、教育活動の成果や課題について、保護者や地域の人々に対して十分説明したり意見を聞いたりすることにより、説明責任を果たし、改善を図る中で、その期待と信頼に応えていく必要がある。

《参考資料》

- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」(文部科学省 平成30年)
- 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」(文部科学省 平成28年3月)
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」(京都府教育委員会 令和2年3月)
- 「コミュニティ・スクールで学校も地域も生き生きと！」(京都府教育委員会 平成30年10月)

1 学校の教育課程
(2) 学習指導要領改訂について

学習指導要領改訂の
趣旨

新しい時代に子どもたちに必要となる資質・能力を確実に育み、知・徳・体にわたる「生きる力」を育てるため、「何のために学ぶのか」という本質的な学習の意義を共有しながら、教科等の目標や内容が、

- ① 生きて働く「知識及び技能」の習得
- ② 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
- ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の三つの柱に基づいて整理されている。

……【何ができるようになるか】

新しい時代に必要となる教科・科目等の新設や目標・内容が見直され、小学校3・4学年の外国語活動や5・6学年の外国語の教科化、プログラミング教育、道徳科等について改善が図られた。高等学校では教科「理数」や科目「公共」等が新設される。全体を通して、学習内容の削減は行われていない。

……【何を学ぶか】

生きて働く知識及び技能の習得など、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められている。

……【どのように学ぶか】

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教科等横断的な教育課程や各学校段階の接続を踏まえた教育課程の編成も大切にするよう方向付けられた。

実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりである。

	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～
幼稚園					
小学校	移行期間				
中学校	移行期間				
高等学校	周知徹底	移行期間			

幼稚園は平成30年度から全面実施。小学校は令和2年度から、中学校は昨年度から全面実施となり、高等学校は今年度から年次進行で実施となる（特別支援学校においてはそれぞれの該当部に準じる。）。

移行期間の教育課程 新学習指導要領の全面実施前の移行期間には、指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組ができる。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの資質・能力をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導するようにする（「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要」参照のこと。）。

【高等学校】

- | |
|---|
| <p>(1) 総則
新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。</p> <p>(2) 各教科等</p> <p>① 総合的な探究の時間及び特別活動</p> <ul style="list-style-type: none">・総合的な探究の時間→従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。・特別活動→新高等学校学習指導要領による。 <p>② 指導内容の変更などにより特例を定める教科</p> <ul style="list-style-type: none">・地理歴史、公民→新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。・家庭→新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。 <p>③ 新高等学校学習指導要領によることができることとする教科</p> <ul style="list-style-type: none">・保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術→新高等学校学習指導要領によることができる。 <p>※福祉には、科目「福祉情報」を加える。</p> <p>(注) 特例の適用時期及び対象について
移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。
ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。</p> |
|---|

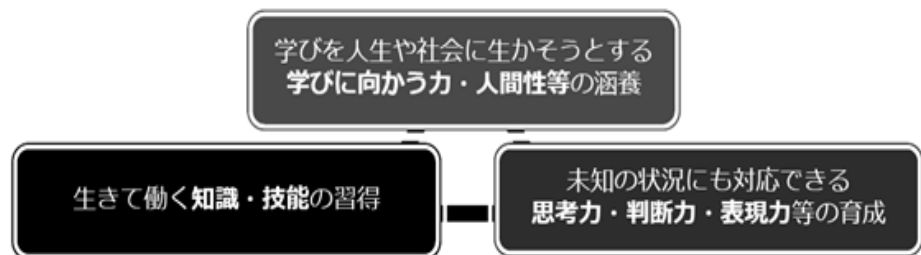
高大接続改革

変化の激しい時代において、新たな価値を創造していく力を育成するために、文部科学省は、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三者の一体的な改革を進めることが極めて重要であるとし、高大接続改革の取組を進めている。大学入学者選抜改革については、大学入試センター試験に代わるテストとして、令和3年度から「大学入学共通テスト」を実施している。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (1) 育成を目指す資質・能力

「生きる力」を育む ために

学習指導要領総則には、児童生徒に知・徳・体にバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たって、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること、その際には児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが示されている。



※出典 文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」補足資料

知識及び技能が習得 されるようにするこ と

資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。一方で、社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高めたり、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、児童生徒が新たな知識や技能を得ようとしたり、知識や技能を確かなものとして習得していくことも難しい。こうした「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

知識については、児童生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。また、芸術系教科における知識は、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となる。

各教科等の指導に当たっては、学習に必要となる個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、深い理解を伴う知識の習得につなげていくため、児童生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。

思考力、判断力、表現力等を育成すること 児童生徒が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、「思考力、判断力、表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、それによりさらに「思考力、判断力、表現力等」も高まるという相互の関係にあるものである。

学びに向かう力、人間性等を涵養すること 児童生徒が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。児童生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

こうした情意や態度等を育てていくためには、我が国の学校教育の豊かな実践を生かし、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (2) カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネ ジメントの充実

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことである。具体的には、

- ・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことである。

児童生徒や学校、地 域の把握

教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して編成されることが必要である。各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

教育活動の質の向上

学校の教育活動の質の向上を図る取組は、教育課程に基づき組織的かつ計画的に行われる必要がある。各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。

組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、既存の組織を精選して新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。

また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。次の点に留意し、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

ア 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となる。各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

その際、「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくことが求められていることに留意が必要である。教育課程の編成に当たっては、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習（探究）の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

イ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育の目的や目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。

ウ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせていくことが重要となる。学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。そのためには、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）について具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

《参考資料》

□ 「豊かな学びをつなぐカリキュラム・マネジメントハンドブック」（京都府総合教育センター 令和2年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(3) 教科等横断的な視点に立った資質・能力

教科等横断的な視点に立った資質・能力 変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。

学習の基盤となる資質・能力 児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、児童生徒の発達の段階を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育てていくことができるよう、教育課程の編成を図ることが求められる。学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等が挙げられる。

言語能力

言葉は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、児童生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

言語能力を育成するためには、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きい。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

また、外国語科や外国語活動は、学習対象とする言語は異なるが、言語能力の向上を目指す教科等であることから、国語科と共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。そうした指導内容や指導方法を効果的に連携させることによって、言葉の働きや仕組みなどの言語としての共通性や固有の特徴への気づきを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

情報活用能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。将来の予測

が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

問題発見・解決能力

各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習(探究)の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。

ここに挙げられた資質・能力の育成以外にも、各学校においては児童生徒の実態を踏まえ、学習の基盤作りに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にし、カリキュラム・マネジメントの中でその育成が図られるように努めていくことが求められる。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

「生きる力」の育成という教育の目標を、各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化していくに当たり、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育てていくことが求められる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①

授業改善の視点

児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられている。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことは、今まで取り組まれてきた実践の上に、児童生徒に求められる資質・能力を育むために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図るものである。授業の方法や技術の改善のみを意図するものではない。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことである。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが求められている。

主体的な学び

学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、

特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

なお、各教科等の解説において示されている各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

また、思考・判断・表現の過程には、

- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられる。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

各教科等において行われる学習活動を更に改善・充実させ、学びの質を高める授業改善の取組は、既に多くの実践が積み重ねられてきている。具体的な授業の在り方は、児童生徒の発達の段階や学習課題等により様々である。単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となるような、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、児童生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善②

言語環境の整備と 言語活動の充実

言語能力の育成を図るためには、言語環境を整えることが重要である。児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

また、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ることが大切である。言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

なお、平成19年8月に文部科学省が報告した「言語力の育成方策について」の見解を踏まえ、京都府教育委員会では「ことばの力」（言語力）を次のように定義している。（平成31年4月改訂）

- 言語をとおして知識や技能を理解する力
- 言語によって論理的に考える力
- 言語を使って表現する力
- 言語をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

これらの力を京都府教育委員会が「ことばの力」と呼称したのは、幼児教育から育てていく力として捉えるとともに、学校だけでなく、家庭、地域社会を含めた社会総がかりで育むべき力として設定し、だれでも親しみやすく分かりやすい表現にしようという思いが込められている。京都府教育委員会では、学習指導要領の改訂を踏まえ、引き続き「ことばの力」に込められた思いを継承し、その呼称を継続していくこととしている。

コンピュータ等や 教材・教具の活用、 コンピュータの基 本的な操作やプロ グラミングの体験

児童生徒に情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

更に、小学校においては、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしている。

見通しを立てたり、 振り返ったりする 学習活動

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たって、特に主体的な学びとの関係からは、児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつことや、見通しをもって粘り強く取り組むこと、自己の学習活動を振り返って次につなげることなどが重要になる。

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、児童生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、児童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習をしたりする習慣の確立などを図ることが重要である。

これらの指導を通じ、児童生徒の学習意欲が向上するとともに、学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

体験活動

児童生徒を取り巻く環境等を踏まえ、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことが求められる。

課題選択及び自主 的、自発的な学習 の促進

各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが学習意欲を喚起し自主的、自発的な学習を促す上で重要である。また、学習する意味について適切な指導を行うことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。具体的には、各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心を基に課題を見つけ、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられる。

学校図書館、地域 の公共施設の活用

学校図書館については、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。

また、地域の図書館等の公共施設も積極的に利用し、学習の場を広げて、さらに深い学びにつなげていけるよう活用していくことが大切である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (5) 学校段階等間の接続

幼児期の教育と小学校教育との接続

小学校低学年は、幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、児童の資質・能力を伸ばしていく時期である。幼稚園教育要領等においては、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から構成される資質・能力を一体的に育むように努めることや、幼児期の教育を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示している。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼稚園の教職員等と子どもの成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力をさらに伸ばしていくことができるようにすることが重要である。

その際、低学年における学びの特質を踏まえて、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育むことを目的としている生活科と各教科等の関連を図るなど、低学年における教育課程全体を見渡して、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるように工夫する必要がある。

特に、小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められる。

小学校教育と中学校教育との接続

小学校及び中学校の義務教育段階においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業段階までに育むことができるよう、学校教育法並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すところに従い、小学校及び中学校9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。

したがって、小学校教育には、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の指導を含めた児童の育ちを全般的に支えることを通して、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を受け継ぎ、児童に義務教育としての基礎的な資質・能力の育成を目指した教育を行うことが、中学校教育には、学級担任による日常的な指導と教科担任による専門性を踏まえた指導とを行う中で、小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育9年間を通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うことがそれぞれ求められる。このよう

な観点から、小学校と中学校の接続に際しては、義務教育9年間を見通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・校長、副校長、教頭及び事務長の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
- ・教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
- ・同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。

特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、こうした工夫にとどまらず、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校とで一体的な教育内容と指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要となる。

中学校教育とその後の教育との接続

中学校においては、義務教育の最後の教育機関として、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。

このため、学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、中央教育審議会答申で示された高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図っていくことが重要となる。

また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点からは、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、中高一貫教育制度が設けられているところである。生徒の現状や地域の実情に応じ、こうした制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (6) 学習評価①

指導と評価

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。児童生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学びを振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

各教科等の学習評価

各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。また、外国語活動や総合的な学習（探究）の時間、特別の教科 道徳、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとされている。

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点からそれぞれの観点ごとに分析する評価のことである。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価規準を定める必要がある。評価規準とは、観点別学習状況の評価を適切に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。

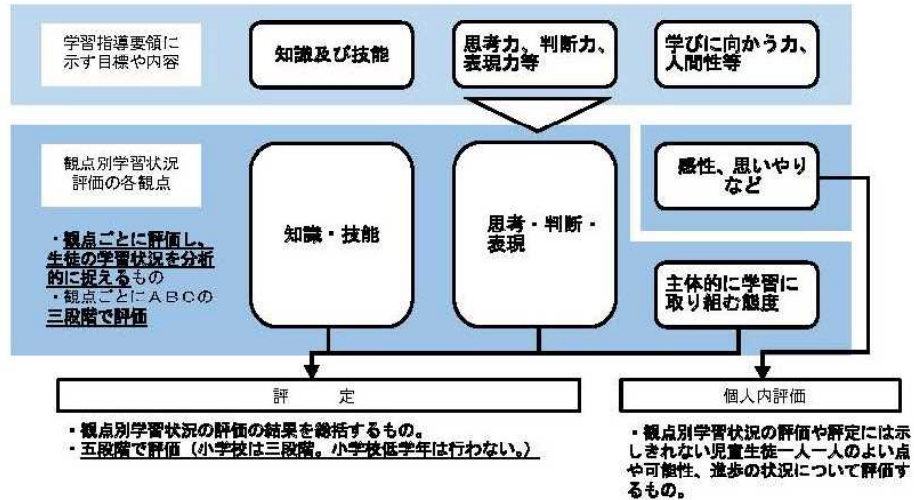
学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理

今回改訂の学習指導要領では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、

各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとするのが重要である。

各教科における評価の基本構造

- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標標準評価）
- ・したがって、目標標準評価とはいわゆる絶対評価であり、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



※出典「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要である。

指導要録と通知票 (表)

学教法施行規則第24条に指導要録を作成することが義務付けられている。指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

通知票（表）は、その発行に関して法的な規定はないが、学習状況の評価など学校での児童生徒の成長の姿を保護者に伝え、家庭との連携・協力を促進するために作成されるものである。表簿である指導要録と異なり、通知票（表）の様式は各学校の実態に応じて様々な工夫がされ、その体裁や記入方法も様々である。自校の通知票（表）の趣旨や記入項目について十分理解しておくことが大切である。

《参考資料》

- 「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省 平成31年3月）
- 『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（高等学校）（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (6) 学習評価②

改訂学習指導要領に おける各教科の学習 評価について

各教科の学習評価については、今回の改訂においても、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

3観点の評価それぞれについての考え方は次の(1)～(3)のとおりとなる。なお、この考え方は、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動においても同様に考えることができる。

(1) 「知識・技能」 の評価

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価するものである。

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

(2) 「思考・判断・ 表現」の評価

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。「思考・判断・表現」を評価するためには、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、児童生徒が思考・判断・表現する場面を効果的に設計した上で、指導・評価することが求められる。

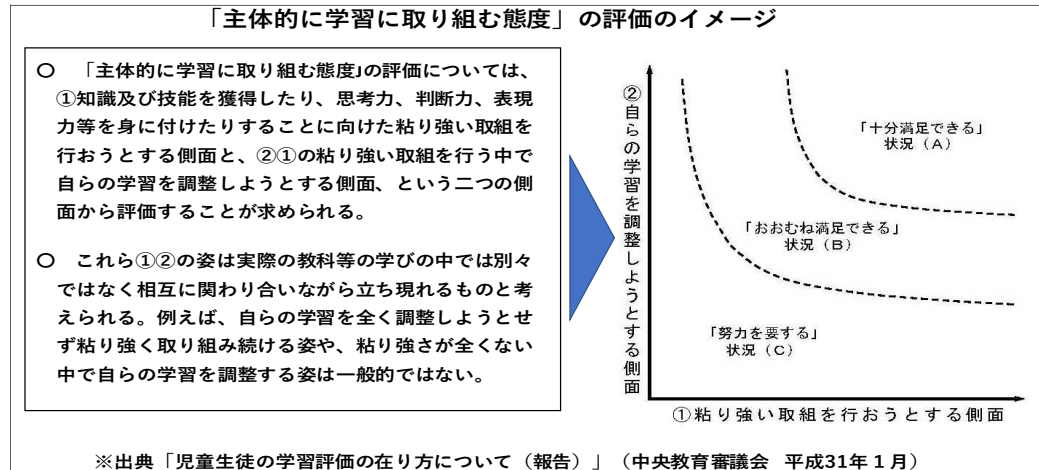
具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

(3) 「主体的に学習 に取り組む態度」 の評価

「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされている。「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
 - ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面
- というこの二つの面を評価することが求められる。



ここで評価の対象とする学習の調整に関する態度は必ずしも、その学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではなく、それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結び付いていない場合には、それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができるよう、その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められる。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないことに留意する必要がある。

それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場면을単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (7) 特別支援学校における教育課程の編成

教育課程の編成

特別支援学校は幼稚園、小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。したがって、特別支援学校における教育については、幼稚園、小・中・高等学校における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、これが特に重要な意義をもつものといえる。また、障害の状態などに応じて、以下のような教育課程を編成することができる。

- ① 各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる。
- ② 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、下学年（学部）の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）の教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるものとする。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。

なお、知的障害を併せ有する者については、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（知的障害）の教育課程

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱いについては、次のとおりである。

- ① 各教科等の種類については、学教法施行規則第126条第2項、127条第2項及び128条第2項で規定される。
- ② 各教科の目標や内容は学年別に示されず、段階別に示される。
また、学習指導要領においては、次のような点が改訂された。
 - ・障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視する。
 - ・各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理する。
 - ・各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするために、段階ごとの目標を新設する。
 - ・小学部、中学部、高等部の内容のつながりを充実させるために、中学部に新たに段階を設ける。
 - ・小学部の教育課程に必要に応じて外国語活動を設けることができる。
 - ・小学校の各教科及び外国語活動、中学校の各教科及び高等学校の各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

指導の形態

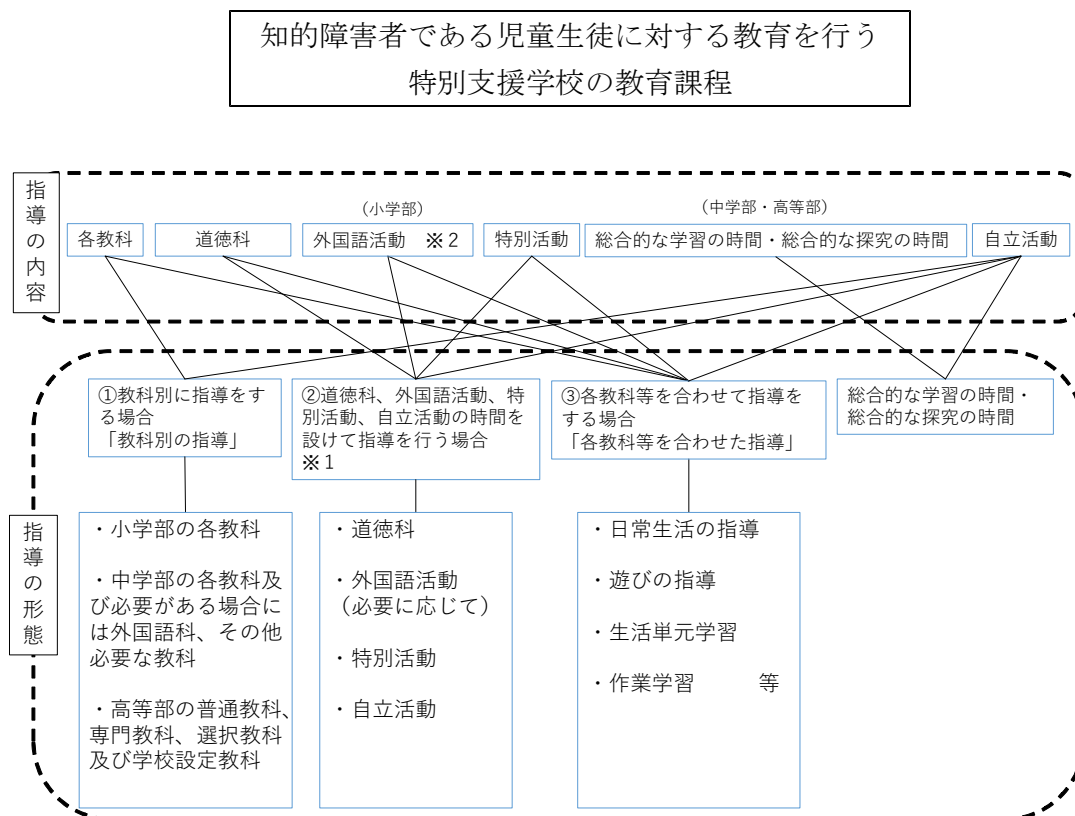
特別支援学校（知的障害）においては、指導の形態として①「教科別に指導を行う場合（教科別の指導）」、②「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合※1」、③「各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）」をとることができる（下図参照）。

各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきている。各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

また、中学部及び高等部においては、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。



※1 従前は「領域別に指導を行う場合」（領域別の指導）と示していたが、道徳科が位置付いたことや小学部において児童や学校の実態を考慮して外国語活動を設けることができるようにしたこと、今回改訂の学習指導要領ではこのような示し方をしている。

※2 児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができることが学習指導要領に示されている。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (8) 小学校外国語

外国語活動及び外国語科の導入

学習指導要領の改訂により、小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標を「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の領域において設定した。音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語を導入し、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することとしている。中学校及び高等学校では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することとしている。

外国語活動及び外国語科の目標

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標を、以下(1)、(2)、(3)のように明確に設定している。

外国語活動	外国語科
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による <u>聞くこと</u> 、 <u>話すこと</u> の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による <u>聞くこと</u> 、 <u>読むこと</u> 、 <u>話すこと</u> 、 <u>書くこと</u> の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。	(1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。	(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

「コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」が中学年の外国語活動の目標の中心部分である。これは、高学年の外国語科の目標である「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」及び、中学校の外国語科の目標である「簡単な情報や考えなどを理解したり表現し合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力」につながるものである。

外国語活動の内容と学習指導

外国語活動の内容については、高学年の外国語科や中・高等学校における学習内容との接続の観点も踏まえ、次のように設定している。

- 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにすること。
- 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこと。

外国語活動の「英語」における指導計画の作成と内容の取扱いについては、次のように設定している。

- 言語活動で扱う題材については、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。
- 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うこと。

外国語科の内容と学習指導

外国語科の内容については、中学年の外国語活動や中・高等学校における学習内容との接続の観点も踏まえ、次のように設定している。

- 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすること。
- 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導すること。

外国語科の「英語」における指導計画の作成と内容の取扱いについては、次のように設定している。

- 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意して指導すること。
- 「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導すること。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(9) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

ア 〈総合的な学習の時間〉

総合的な学習の時間 の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

探究的な学習

探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。探究的な学習とするためには、学習過程が以下になることが重要である。

【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ。

【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

学習指導の基本的な 考え方

1 児童生徒の主体性の重視

総合的な学習の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切に、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することである。しかし、児童生徒の主体性を重視するということは、教師が児童生徒の学習に対して積極的に関わらないということの意味するものではない。児童生徒のもつ潜在的な力が発揮されるような学習指導を行うことが大切である。

2 適切な指導の在り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をすることである。どのような体験活動を仕組み、どのような話し合いを行い、どのように考えを整理し、どのようにして表現し発信していくかなどは、まさに教師の指導性にかかる部分であり、児童生徒の学習を活性化させ、発展させるためには欠かせない。こうした教師の指導性と児童生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な学習の時間を生み出すことにつながる。

3 具体的で発展的な教材

学習指導の第3の基本は、身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することである。教材は、探究的な学習として質の高い学習活動が展開されるように、児童生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれる。

総合的な学習の時間の教材には、以下の特徴があることが求められる。

- ① 児童生徒の身近にあり、観察したり調査したりするなど、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材であること。
- ② 児童生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。
- ③ 実社会や実生活について多面的・多角的に考えることができる教材であること。

探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」

総合的な学習の時間において「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を重視することは、探究的な学習の過程をより一層質的に高めていくことにほかならない。

「主体的な学び」の視点

児童生徒が主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要となる。課題設定については、児童生徒が自分の事として課題を設定し、主体的な学びを進めていくようにするために、実社会や実生活の問題を取り上げることが考えられる。振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けしたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながる。

「対話的な学び」の視点

実際の授業場面では、情報の質と量、再構成の方法等に配慮して具体的な学習活動や学習形態、学習環境として用意する必要がある。例えば「考えるための技法」を意識的に使っていくことなどは、対話的な学びを確かに実現していくものと期待できる（「考えるための技法」については、学習指導要領解説総合的な学習の時間編第5章総合的な学習の時間の指導計画の作成第3節4「考えるための技法の活用」を参照）。

「深い学び」の視点

「深い学び」については、探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。探究的な学習の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できる。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

《参考資料》

- 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 小学校編（文部科学省 令和3年3月）
- 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 中学校編（文部科学省 平成22年11月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 中学校 総合的な学習の時間
(国立教育政策研究所 令和2年7月)
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 小学校 総合的な学習の時間
(国立教育政策研究所 令和2年3月)

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(9) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

イ 〈総合的な探究の時間〉

総合的な探究の時間 の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

探究的な学習

探究とは、物事の本質を自己との関わりで探り見極めようとする一連の知的営みのことである。学習過程を探究の過程とするためには、以下のようになることが重要である。

【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ。

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

学習指導の基本的な 考え方

1 生徒の主体性 の重視

総合的な探究の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての生徒の有能さを引き出し、生徒の発想を大切にし、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することである。しかし、生徒の主体性を重視するということは、教師が生徒の学習に対して積極的に関わらないということの意味するものではない。生徒のもつ潜在的な力が発揮されるような学習指導を行うことが大切である。

2 適切な指導の 在り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究活動となるように、教師が適切な指導をすることである。どのような体験活動を仕組み、どのような話し合いを行い、どのように考えを整理し、どのようにして表現し発信していくかなどは、まさに教師の指導性にかかる部分であり、生徒の学習を活性化させ、発展させるためには欠かせない。こうした教師の指導性と生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な探究の時間を生み出すことにつながる。

3 具体的で発展的な教材

学習指導の第3の基本は、具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することである。教材は、質の高い探究活動が展開されるように、生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれる。

総合的な探究の時間の教材には、以下の特徴があることが求められる。

- ① 実社会や実生活の中にあり、観察したり調査したりするなど、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材であること。
- ② 生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。
- ③ 実社会や実生活と自己の関わりについて多面的・多角的に考えることができる教材であること。

総合的な探究の時間における「主体的・対話的で深い学び」

総合的な探究の時間において「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を重視することは、探究の過程をより一層質的に高めていくことにほかならない。

「主体的な学び」の視点

生徒が主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要となる。課題設定については、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし自分で課題を立てることが大切である。振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けしたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながる。

「対話的な学び」の視点

実際の授業場面では、情報の質と量、再構成の方法等に配慮して具体的な学習活動や学習形態、学習環境として用意する必要がある。例えば「考えるための技法」を自在に活用していくことなどは、対話的な学びを確かに実現していくものと期待できる（「考えるための技法」については、学習指導要領解説総合的な探究の時間編第7章総合的な探究の時間の指導計画の作成第3節4「考えるための技法の活用」を参照）。

「深い学び」の視点

「深い学び」については、探究の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。探究の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できる。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

《参考資料》

□ 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 高等学校編（文部科学省 平成25年7月）

□ 「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校）」（国立教育政策研究所 平成24年7月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (10) 特別活動

特別活動の目標

学級・ホームルームや学校は、児童生徒にとって最も身近な社会である。児童生徒は学級やホームルーム、学校という社会での生活の中で、様々な集団活動を通して、多様な人間関係の築き方や、集団の発展に寄与すること、よりよい自分を追求することなどを学ぶ。

特別活動では、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、学んだことを人生や社会での在り方と結び付けて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を意識して身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようになることが重要である。

特別活動の内容

特別活動の内容は、小学校は、学級活動、児童会活動、クラブ活動と学校行事、中学校は、学級活動、生徒会活動と学校行事、高等学校は、ホームルーム活動、生徒会活動と学校行事から構成される。これらの内容相互及び各教科・科目、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間などの指導とが関連することを全教職員が理解し、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように、特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成することが重要である。

資料④ P175～P176

【学級活動・ホームルーム活動】

学級・ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級・ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

また、キャリア教育の要としての特別活動の意義を明確にし、小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進め、児童生徒にとっては自己理解、教師にとっては児童生徒理解を深めるための活動として、教師の適切な指導の下、児童生徒自らが記録と蓄積を行うとともに、それらを振り返りながら、新たな生活や学習への目標や、将来の生き方などについて記録していく、いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用することが必要である。

【児童会活動・生徒会活動】

異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

児童会活動で育成する資質・能力は、中学校、高等学校における生徒会活動において、さらに学校卒業後は、地域社会の自治的な活動の中で生かされ、さらに育まれていくものである。小学校では、児童会の運営や計画は主として高学年の児童が行うことになるが、その際、学校の全児童が主体的に活動に参加できるものとなるよう配慮することが必要である。中学校においては、

小学校での児童会活動などの経験を基礎に、高等学校においては、中学校での生徒会活動で身に付けた資質・能力を基礎にして、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を一層高めていくことが求められる。そのためには自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

【クラブ活動】

小学校において、主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力を育成することを目指す。クラブ活動の指導においては、学級活動、児童会活動、学校行事などとの関連を図り、全体として児童による自発的、自治的な活動が効果的に展開できるようにすることが大切である。

【学校行事】

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動である。全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は、各学校の創意工夫を生かしやすく、特色ある学校づくりを進める上でも有効な教育活動である。全校の教職員が共通理解を深め、協力してよりよい計画を生み出すようにすること、児童生徒が学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解するとともに、各行事の特質や、児童生徒の実態に応じて、児童生徒の自主的、実践的な活動を助長することが大切である。

特別活動の評価

特別活動においては、学習指導要領の目標及び特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、各学校が評価の観点を定めることとしている。特別活動は、全校又は学年を単位として行う活動があり、学級・ホームルーム担任以外の教師が指導することも多いことから、各学校では評価体制を確立し共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価できるようにすることが必要である。また、評価を通じて、教師が自己の指導の内容や方法、指導過程等を振り返り、より効果的な指導を行えるような工夫や改善を図ることも必要である。

《参考資料》

- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編・高等学校編）」
(国立教育政策研究所 令和2年～令和3年)
- 「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」(国立教育政策研究所 令和元年6月)
- 「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」(国立教育政策研究所 令和元年6月)
- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）（教師用指導資料）」
(国立教育政策研究所 平成30年12月)
- 「学校文化を創る特別活動（高校編）ホームルーム活動のすすめ」(国立教育政策研究所 平成30年8月)
- 「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）（教師用指導資料）」(国立教育政策研究所 平成28年3月)

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(11) 特別支援学校における道徳科、外国語活動、 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、 特別活動の指導

道徳科

小・中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中学校の学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- ① 児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- ② 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- ③ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

なお、高等部（知的障害）の目標及び内容については、小・中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

外国語活動

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。

- ① 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- ② 指導に当たっては、自立活動における指導と密接な関係を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

なお、学習指導要領の改訂により、中学年で「外国語活動」が、高学年で「外国語科」が導入された。

また、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においても、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができる。それに伴い、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標及び内容も示している。

総合的な学習の時間 小・中学部の総合的な学習の時間、高等部の総合的な探究の時間の目標や
・総合的な探究の時間 各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱い
については、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずる
ほか、次に示すところによるものとする。

- ① 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- ② 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校・高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- ③ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

特別活動

小・中・高等部の特別活動の目標や各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- ① 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- ② 児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小・中・高等学校の児童生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法などを適切に定めること。
- ③ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (12) 自立活動の指導

教育課程上の位置付け 自立活動は特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。このように自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえる。

自立活動の目標（ねらい） 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う（幼稚部については「ねらい」）。

自立活動の内容 自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を以下の6区分に分類・整理したものである。

【区分】 ア 健康の保持 イ 心理的な安定 ウ 人間関係の形成
エ 環境の把握 オ 身体の動き カ コミュニケーション

学習指導要領においては、連続性のある「多様な学びの場」において、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導や自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなどの、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、項目の見直しが行われ、「健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目が追加された。また、ほかの2項目についても改訂されている。

内容の取扱いについて 学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。従って、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

自立活動の指導の進め方 自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒の一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程で進められなければならない。

まず、幼児児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。そして、これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導の目標（ねらい）を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画が作成される。作成された計画に基づいた実践の過程においては、常に幼児児童生徒の学習の状況を評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、幼児児童生徒にとって適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

このように、個別の指導計画に基づく指導においては、計画、実践、評価、改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

また、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における自立活動

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章（高等部は第6章）に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」ことが示されている。その際、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であるが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要である。

また、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍している児童生徒及び高等学校に在籍している生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導の際には、自立活動の内容を参考にして、児童生徒の困難さを明らかにし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどして、必要な支援を考えていくことが望まれる。

《参考資料》

□ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）

3 道德教育

(1) 道德教育と道德科

道德教育の目標

道德教育の目標は、小学校（中学校）学習指導要領に、次のように示されている。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

学校における道德教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道德性を構成する諸様相である道德的判断力、道德的心情、道德的实践意欲と態度を養うことが求められている。

高等学校においては、学習指導要領に次のように示されている。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德教育と道德科

学校における道德教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。道德教育は道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて、適切に行わなければならない。その中で、道德科は道德教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。各教育活動での道德教育がその特質に応じて意図的、計画的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道德科において、各教育活動で養われた道德性が調和的に生かされ、道德科の特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、児童生徒の道德性は一層豊かに養われていく。各校においては、道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開することが重要である。

なお、高等学校においては、特に道德科は設定されていないが、学習指導要領総則の第1款の2の(2)において、「学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。」と規定されている。

また、特別支援学校小・中学部においては小学校・中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある（本編P53 IV-2-(11)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

道徳科の目標

【小・中学校】

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。（ ）内は中学校

【特別支援学校】

小学校、中学校の道徳科の目標に準ずる（本編P53 IV-2-(11)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

道徳科の内容

【小・中学校】

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容は内容項目として、以下の四つの視点に分けて示されている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。これらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての道徳科はもとより、全教育活動において指導されなければならない。

内容項目は、児童生徒が人間として他者と共によりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。その指導に当たっては、内容を端的に表す言葉そのものを教え込んだり、知的な理解にのみとどまる指導になったりすることがないように十分留意する必要がある。

【高等学校における道徳教育】

特に道徳科は設定されていないが、道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、「道徳教育の全体計画の作成に当たっては、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。」と示されている（高等学校学習指導要領総則第7款 道徳教育に関する配慮事項）。

【特別支援学校】

小学校、中学校の道徳科の内容に準ずる。ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては特別支援学校独自の項目が示されており、十分配慮する必要がある。

指導の基本的な在り方

道德科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道德科の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、以下の道德科の指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

道德科の指導の基本方針

① 道德科の特質を理解する

道德科は、児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる道德的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道德性を主体的に養っていく時間である。

② 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く

道德科の指導は、よりよい生き方について児童生徒が互いに語り合うなど学級での温かな心の交流があつて効果を発揮する。道德科が学級経営と深く関わっていることを理解し、学級における信頼関係に基づく温かい人間関係を築き上げ、心の交流を深めることが大切である。

③ 内面的な自覚を促す指導方法を工夫する

道德科の目指すものは、個々の道德的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、児童生徒自らが時と場に応じて望ましい道德的な行為がとれるような内面的資質を高めることにある。道德科は、道德的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方そのものを指導したりする時間ではなく、ねらいとする道德的価値について児童生徒自身がどのように捉え、どのような葛藤があるのか、また道德的価値を実現することによってどのような意味を見いだすことができるのかなど、道德的価値を自己との関わりにおいて捉える時間である。したがって、児童生徒が道德的価値を内面的に自覚できるよう指導方法の工夫に努めなければならない。

④ 児童生徒の発達や個に応じた指導を工夫する

児童生徒には、年齢相応の発達の段階があるとともに、児童生徒の発達には個人差があることや、日々の生活において様々な課題を抱えていることを踏まえて、適切な指導を工夫する必要がある。

⑤ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法を工夫する

道德科における問題解決的な学習とは、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道德上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。指導方法は、ねらいに即して、目標である道德性を養うことに資するものでなければならない。

⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳科の指導を計画的に推進し、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためには、校長の方針の下に学校の全教師が協力しながら進めていくことが大切である。道徳科の授業への校長や教頭などの参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などが得られるように工夫することが大切である。

道徳科の授業に際しては、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で授業に臨み、児童生徒自らが課題に取り組み、考え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるように配慮することが大切である。

学習指導案の作成

学習指導案は、教師の指導の意図や構想が適切に表現されることが望ましく、各教師の創意工夫が期待される。したがって、その形式に特に決まった基準はないが、参考資料として、「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（京都府教育委員会 平成30年3月改訂）がある。

道徳科の教材

道徳科においては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないが、道徳教育の特性に鑑みて、多様な教材を併せて活用することが重要である。

「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」の活用

京都府教育委員会では、学習指導要領の趣旨に沿った道徳教育を実施するため、様々な研修や道徳科の指導の手引きとして「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（平成30年3月改訂）を作成した。

道徳教育の基礎的な知識や道徳科の指導力を高めるため、この資料を積極的に活用することが望ましい。

「京の子ども 明日へのとびら」の活用

「京の子ども 明日へのとびら」（京都府教育委員会）は、「心の教育」学習資料集である。京都府の子どもたちが人間としてよりよく生きるための基本について学びながら、一人一人に豊かな心が育まれることを願い作成した。「京の子ども 明日へのとびら」は、道徳科だけでなく学校の教育活動全体で活用することが大切である。

「私たちの道徳」の活用

平成26年度から配布されていた「私たちの道徳」（平成30年度で無償配布は終了、文部科学省HPでダウンロード可）は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成された道徳教育用教材である。道徳科はもとより、学校の教育活動全体を通じて、また学校と家庭や地域が連携して活用し、道徳教育の一層の充実に効果を上げることが期待されている。

**道徳科における評価
の意義**

道徳科の評価については、学習指導要領に「児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と示されている。これは、道徳科の評価を行わないとしているのではない。道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不必要に評価してはならないことを特に明記したものである。したがって、教師は道徳科においてもこうした点を踏まえ、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

評価の基本的態度

道徳性の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。

**道徳科に関する評価
の基本的な考え方**

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」という目標を掲げる学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。その際、個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。

なお、道徳科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜にはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方を発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要であり、次のようなものが考えられる。

- ・ 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したもの
- ・ 児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- ・ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程
- ・ 児童生徒が行う自己評価や相互評価

《参考資料》

- 「私たちの道徳 活用のための指導資料」（文部科学省 平成26年11月）
- 「中学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成24年3月）
- 「小学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成23年3月）
- 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（中央教育審議会 平成26年10月）

4 人権教育

(1) 人権教育の基本的な考え方

基本的な考え方

近年の人権を取り巻く情勢は、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定）で指摘されているように、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また、日本社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じている状況にある。

特に、次代を担う児童生徒に関しては、いじめや体罰、子どもの貧困や虐待など子どもの人権に関わる問題は依然として深刻である。

こうした人権問題の現状を踏まえ、全ての人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組が含まれる」とした上で、「知識及びスキル」「姿勢」「行動」を育成するプロセスであるとしている。そこで、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

京都府の取組

京都府においては、これまで同和問題（部落差別）など様々な人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、平成27年12月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定された。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、学校や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど様々な事象が社会問題化していることから、令和3年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（以下「第2次推進計画改定版」）が策定された。

さらに、京都府教育委員会では「第2次推進計画改定版」や「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、人権教育についての基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項を明らかにするため「人権教育を推進するために」を策定している。「第2次推進計画改定版」においては、「人権という普遍的文

化を京都府において構築すること」を目標としている。この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和問題（部落差別）など様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。

そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して、これらを推進していく必要がある。

「第2次推進計画改定版」は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、京都府の人権教育・啓発の基本的指針を示したものである。

人権教育の動向

国・府関係(太枠は府関係)		国連関係
昭和		
38	同和教育の基本方針(京都府教育委員会)	1948 世界人権宣言
40	同和対策審議会答申	
平成		
8	地域改善対策協議会意見具申	1994 人権教育のための国連10年 (1995年～2004年)
9	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	
11	人権教育のための国連10年京都府行動計画	
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
14	人権教育・啓発に関する基本計画	
16	人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]	
17	新京都府人権教育・啓発推進計画 人権教育を推進するために(京都府教育委員会)毎年度発行	2005 人権教育のための世界計画 (第1フェーズ)
18	人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]	
20	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]	
23	京都府教育振興プラン	2010 人権教育のための世界計画 (第2フェーズ)
28	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) 京都府教育振興プラン(平成28年度改定版) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律	2014 人権教育のための世界計画 (第3フェーズ)
令和		
2	第2次京都府子どもの貧困対策推進計画 第2期京都府教育振興プラン	2020 人権教育のための世界計画 (第4フェーズ)
3	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)	

主な法令等のみ掲載(詳しくは「人権教育指導資料—2つのアプローチから—第4版(令和元年度)」(京都府教育委員会)を参照)

4 人権教育 (2) 人権教育を推進するために

あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

人権教育は、いわゆる「人権学習」の時間のみに行われるものではない。常に人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育を推進することが重要である。その際、学校や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく必要がある。

人権問題の解決に向けて実践する態度の育成

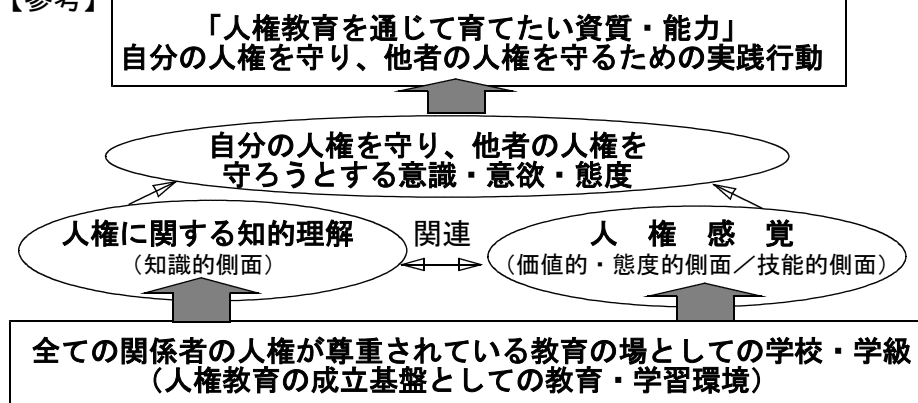
人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けて実践する態度を育成するためには、人権に関する知的理解に深く関わる「知識的側面」の学習と人権感覚に深く関わる「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の学習を結び付けた指導が重要である。そのためには、教科や特別活動等での指導を人権教育の視点で関連付ける必要がある。

また、人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等、普遍的な視点からのアプローチと、同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するための学習等、個別的な視点からのアプローチを効果的に関連付けて指導していく必要がある。

京都府教育委員会では各学校での取組を支援するために、「人権学習資料集」等を作成している。普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達の段階に即した体系的な人権学習の展開事例が掲載されているので、学校や地域、児童生徒の実態に応じて展開を工夫して積極的に活用することが望ましい（《参考資料》参照）。

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」から抜粋

【参考】



基礎学力の定着と希望進路の実現

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保幼小で共有し、確実に基礎学力の定着を図ることや、小学校低学年段階から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善などにより基礎・基本の徹底を図ることが大切である。

また、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能習得や就職、進学が実現できないということが生じないよう、乳・幼児から高校卒業に至るまで各種の援護制度を設けている。詳しくは、各校（園）に配付されている「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」に記載されているので、家庭と連携して有効に活用することが望ましい。

学校、家庭、地域社会及び関係諸機関の連携・協働

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間及び地域、関係諸機関等と連携を図り、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」（令和2年3月策定）の趣旨も踏まえ、個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導に努めなければならない。

教職員の人権意識の高揚

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが高い人権意識をもつとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底する必要がある。また、児童生徒にとって深刻かつ重大な人権問題であるいじめを許さない学校づくりや、いじめの早期発見・解消に向けた組織的かつ適切な対応ができるよう、一人一人の教職員が確かな人権意識をもち、人権教育に関する教職員の意識調査の結果を踏まえ、実践力を高めることが重要である。

《参考資料》

- 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（京都府 令和3年3月）
- 「人権教育に関する教職員の意識調査 結果報告書」（京都府教育委員会 令和2年4月）
- 「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会 毎年度発行）
- 「人権教育指導資料－2つのアプローチから－第4版（令和元年度）」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「人権学習資料集（高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成22年、平成31年）
- 「人権学習資料集（中学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成21年、平成30年）
- 「人権学習資料集（小学校編Ⅰ～Ⅳ）」（京都府教育委員会 平成18年～20年、平成29年）
- 「人権学習実践事例集（小学校編Ⅰ～Ⅱ 中学校編Ⅰ～Ⅱ 高等学校編）」
(京都府教育委員会 平成24年～26年、令和3～4年)
- 「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」（京都府教育委員会 平成30年3月）

4 人権教育
(3) 個別の人権問題の取組
ア 〈同和問題(部落差別)・女性・子ども・高齢者〉

同和問題(部落差別)

「同和対策審議会答申」(昭和40年)が示した、同和問題(部落差別)は人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識の下に、同和問題(部落差別)に関わる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、様々な面で存在していた較差が大きく改善されてきた。同和問題(部落差別)に関する偏見や差別意識については、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいる。しかしながら、結婚に関わる問題や住宅購入にあたっての忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な書き込みなどで顕在化する場合が見られる。「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月施行)に示されている、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という認識の上に立って、同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進することが求められている。

学校教育においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して取組を推進しなければならない。また、近年の部落史研究の成果を踏まえるとともに、今日的な課題を取り入れるなどの学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題(部落差別)についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題(部落差別)に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、一人一人を大切にされた教育を推進する中で、その解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法

〈成果〉

- ・長欠、不就学の解消
- ・高校、大学進学率の向上
- ・就職差別撤廃の取組の充実(統一応募用紙の制定等)

〈手法〉

- ・一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組
- ・校長のリーダーシップのもと全教職員が一致した体制と課題解決に向けた具体的な取組
- ・科学的、実証的に差別に対する認識を深め、具体的な問題を通して人権意識を高める取組

女性の人権問題

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にある。

京都府では、こうした認識の下、女性の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年に「京都府男女共同参画推進条例」が策定された。その中で、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど性別による人権侵害の禁止等がうたわれている。

学校教育においては、男女が互いに尊重し合うための教育を一層推進するとともに、児童生徒に男女共同参画社会の担い手としての資質や能力を身に付けさせることが求められている。

子どもの人権問題

近年、いじめや子どもの貧困、児童虐待及びヤングケアラー、また、SNS等を介した誹謗中傷やインターネット上の有害情報の氾濫、児童買春・児童ポルノなどの子どもに関わる犯罪等、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがある。日本は平成6年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と認め、その権利を保障するとしているが、今なお十分に認識されていない。

学校教育においては、まず何よりも子どもの人権を侵害する行為である体罰の根絶に努めなければならない。また、いじめ、不登校など、個々の事象に適切に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校・家庭・地域社会の連携による総合的な取組を推進し、子ども一人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮らせる環境づくりを進める必要がある。さらに、教職員はいじめや子どもの貧困及び児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見・早期対応に努めなければならない。

高齢者の人権問題

高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。自分の価値観や個性を生かして、文化・スポーツ活動や社会活動に参加したり、働いたりしている高齢者がいる一方で、寝たきりや認知症などで介護を必要とする高齢者も増えている。

こうした中で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や施設等における身体拘束、アパートやマンションへの入居拒否等、深刻な人権問題が発生している。また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が大変少ないという実情がある。高齢者が社会全体で支えられ、人間としての尊厳が守られて生活できるような社会づくりを進めることが必要である。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、超高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒が自分自身の問題として捉えることができるよう、学習活動を充実することが大切である。

4 人権教育
(3) 個別の人権問題の取組
イ 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉

**障害のある人の人権
問題**

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められている。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があるなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍などの違いに関わらず、はじめから全ての人々が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービスなどをデザインしようという「ユニバーサルデザイン」や社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。

京都府においては、「京都府障害者基本計画」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を策定し、障害のある人がライフステージの全ての段階で、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動できる社会の実現を目指している。

学校教育においても合理的配慮や発達障害等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の充実に努めることが必要である。

外国人の人権問題

国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住したりする外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきている。新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違いなどから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題などが指摘されている。

また、従来から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮の人々に対しては、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われるなど、依然として人権侵害が発生している状況から、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等による不当な差別的言動のない社会の実現に寄与することが重要である。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、諸外国や他の民族についての正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養うことが大切である。

ハンセン病・エイズ・H I V感染者・難病患者等の人権問題 ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であるが、未だに、病気に対する誤解や偏見が根強く残っており、ハンセン病患者や回復者にとどまらず、その家族に対しても根強い社会的な偏見や差別が存在している。

学校教育においては、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、偏見や差別の実態について学習することを通して、偏見や差別を解消しようとする態度を身に付けさせることが求められている。

エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されている。こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もある。

学校教育においては、エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める必要がある。

犯罪被害者等の人権問題 犯罪被害者とその家族又は遺族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられている。

学校教育においては、このような犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害について正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況等に関する理解の促進を図る学習活動を充実することが大切である。

様々な人権問題 様々な人権問題として、ホームレス、性的指向・性自認、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題、北朝鮮当局による拉致問題等があり、これらの解消に向けた取組が必要となっている。

性的指向・性自認 性的指向・性自認についての理解を深め、多様な性の在り方やL G B T (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender) 等の概念について正しく理解・認識し、誰もが安心して暮らしていけるための教育・啓発を推進することが大切である。学校では、平成28年4月1日付けで文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を踏まえ、適切な指導に努める必要がある。

識字問題 同和問題(部落差別)をはじめ、在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経緯によって教育を受ける機会が保証されなかった人々や、近年では新たに来日した外国籍府民の識字問題も指摘されており、識字問題に関する教育・啓発の推進に努めることが求められている。

社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題 社会情勢の変化等により、インターネット社会における人権の尊重、個人情報保護の確保、安心して働ける職場環境の推進、自殺対策の推進等、人権に関わる課題が顕在化している。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の未然防止に向けた取組を進める必要がある。

ここまで述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、人権教育を推進しなければならない。

共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

また、障害の捉え方については、障害を単に心身や生活機能の障害として捉えるのではなく、環境因子等と相互に影響し合うものとして捉える世界保健機構（WHO）が示している国際生活機能分類（ICF）の考え方が一般的となっている。

資料⑤ P177

インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約（平成26年2月19日効力発生）」の第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づき、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」という。

合理的配慮

「障害者差別解消法」の施行により、全ての校種の公立学校（園）で「合理的配慮」の提供が法的義務となった。

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校の設置者及び学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。またその内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

京都府教育委員会においては、「京都府教育委員会における障害を理由と

する差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日）」が定められ、合理的配慮の基本的な考え方とともに学校での具体的な配慮内容等が示された。

連続性のある「多様な学びの場」、学びの連続性

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

学習指導要領においては、学校間等で相互の行き来がしやすくなる分、「学びの連続性」を確保していくために、各教科等の目標・内容等を連続させていく重要性が示されている。例えば、小学校と特別支援学校小学部（知的障害）の教科の目標や内容がつながることにより、個々の児童の学びの連続性が確保されることになる（本編P43 IV-2-(7)「特別支援学校における教育課程の編成」参照）。

高等学校における通級による指導の制度化

学校教育法施行規則等の一部が改正され（平成28年12月）、平成30年4月1日から施行された。これまで、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されてきた、いわゆる通級による指導（各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態）を、高等学校等においても実施できるように制度化が図られたものである。

高等学校における通級による指導が制度化された社会的背景としては、中学校において通級による指導を受けている生徒数が年々増加していることがそのひとつとして挙げられている。また、これらの生徒を受け入れている高等学校においても、より実態に応じた特別支援教育を更に進めることが大切である。

該当する児童生徒

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	知的障害者 肢体不自由者	言語障害者 自閉症者
聴覚障害者	身体虚弱者 弱視者 難聴者	情緒障害者 弱視者
知的障害者	その他（言語障害者、自閉症・情緒障害者）	難聴者 学習障害者
肢体不自由者		注意欠陥多動性障害者
病弱者（身体虚弱者を含む。）		

《参考資料》

- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省 平成29年3月）
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知）」（文部科学省 平成28年12月）
- 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害がある人となない人とが支え合う社会づくり条例」（京都府 平成30年3月）
- 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（京都府 平成27年4月）

京都府における特別支援教育 京都府における特別支援教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。現在、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室をはじめ、全ての学校の通常の学級においても特別支援教育が進められている。

京都府の重層的支援システム 京都府では、学校、市町（組合）教育委員会、教育局が地域の現状に応じた取組を進めている他、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、各特別支援学校に「地域支援センター」を設置し、専任の地域支援コーディネーターを配置して、教育相談（発達障害に関する内容を含む。）などの支援を積極的に行っている。また宇治支援学校内に「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」を設置し、府内の特別支援教育の拠点として研修や相談等のニーズに対応するなど、重層的に支援を行っている。

資料⑥ P178

校内委員会 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置している。

校内委員会は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）、支援内容の評価等の役割を担っている。

特別支援教育コーディネーター 特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う。また、特別支援教育コーディネーターは合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担い、各学校において組織的に機能するよう努めている。

特別支援教育に関わる支援員・指導員 各学校において、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等と連携の上、例えば、基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援等の役割を果たすことが想定されている。

学校生活や授業におけるユニバーサルデザイン 通常の学級においても、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。そのためには、質の高い教育環境づくりが大切であり、ユニバーサルデザインの概念を学校生活や授業により積極的に取り入れることが重要である。

授業づくりにおいては、障害のある児童生徒も学びやすいよう授業を改善



することを契機として、全ての児童生徒がより分かる、できることを目指すユニバーサルデザインによる授業づくりを進めていくことが大切である。また、個々の授業だけでなく、教職員間で共通理解を図りながら、学校全体でユニバーサルデザインを進める学校づくりが期待される（本編P133 V-2-2）「1時間の授業の組立て方」参照。

なお、障害のある児童生徒については、教育的ニーズに応じて「合理的配慮」を提供する必要がある（本編P71 IV-5-1）「基本的な考え方」参照。

教育支援委員会

京都府及び各市町（組合）教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる「教育支援委員会」等が設置され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズ等を踏まえた適切な就学先の判断等について相談及び審議を行っている。

就学の仕組み

市町（組合）教育委員会は、「教育支援委員会」等の審議結果の報告を受け、本人・保護者に対し十分な情報提供を行いつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町（組合）教育委員会、学校等が幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町（組合）教育委員会が総合的な判断により、就学先を決定している。

資料⑦⑧ P179・180

〈特別支援学校の対象とする障害の程度〉

学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね80デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

《参考資料》

□ 「就学事務の手引－特別支援学校(小・中学部)編－」(京都府教育委員会 令和2年5月)

□ 「ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～」

(京都府総合教育センター 平成25年2月)

5 特別支援教育

(3) 障害のある幼児児童生徒一人一人の 教育的ニーズに応じた教育

**一人一人の教育的
ニーズに応じた教
育** 障害のある子どもが自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社
会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じ
たきめ細かな指導及び評価を一層充実することが重要である。

資料⑥ P178

特別支援学校 (特別支援学校については、本編P43 IV-2-(7)「特別支援学校における教育課
程の編成」参照)

**特別支援学級・通
級による指導** 特別支援学級は、小学校、中学校及び義務教育学校において、児童生徒の
障害の状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編制された少
人数の学級である。

通級による指導とは、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級及び
高等学校に在籍している障害のある児童生徒について、大部分の授業を通常
の学級で受けながら、一部障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)
で受ける指導形態である。なお、高等学校における通級による指導は、平成
30年度から制度化された。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒につ
いては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別
の指導計画を作成し、効果的に活用することが必要である。

**障害のある幼児児
童生徒への配慮** 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍
する障害のある幼児児童生徒への指導に当たっては、各教科等においても、
丁寧な実態把握とともに個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫す
ることが大切である。同時に、長所や今できていることにも注目し、それを
伸ばしていくことも重要である。

見えにくい 見えにくさに応じて、点字の教科書や、触覚教材や聴覚教材の活用、文字
を拡大するなどの配慮や、ICT機器等の活用、手指の操作、聴覚等の諸感
覚の活用を含めて指導を行う。幼児児童生徒が場の状況や活動の過程等を
的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをも
って意欲的な学習活動を展開できるようにすることが必要である。

聞こえにくい 聞こえにくさに応じて、手話、指文字、文字、音声等を適切に活用した聴
覚活用とともに一人一人に応じた言語指導を行う。伝えたい気持ちを育むと
ともに、ICT機器等も活用し、発表や幼児児童生徒同士の話し合い等の学習
活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を
工夫することが大切である。

知的発達の遅れがあり、意思疎通や日常生活の適応等が難しい 全般的な知的発達の遅れから意思疎通や行動上の適応が難しい場合は、言葉や図表を整理して簡潔に伝えたり、視覚化して具体的に伝えたり、ICT機器や具体物や絵等を用いてやりとりをするなどが考えられる。また、生活に結び付く具体的、実際的な内容を指導内容に位置付け、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。

身体動作や運動が難しい 一人一人の障害の状態に応じた適切な教材・教具やICT機器等を有効に活用し、指導の効果が高められるようにする。まず、自立活動の指導を基盤に、姿勢を安定・保持すること、その上で、具体物を見る、触れる、数える等の活動や、補助具等を操作して、実物を観察する、測る、施設等を利用する等の体験的な身体活動を効果的に取り入れること、感じたことや気付いたことなどを言語化するなどが考えられる。活動への意欲とともに身体の移動・動作の改善やコミュニケーションの力を育むことも大切である。

健康面での制約がある 医療機関とも連携しながら、健康状態の回復・改善のための自立活動の指導を進めつつ、病気の状態等から学習に空白があり、系統的な学びに困難な状況がないかを把握する必要がある。指導時間が制約される中で、目標を明確にし、効果的な学習活動が展開できるようにする。

読み書きや計算等が難しい・注意集中の持続が難しい・心理的に不安定さがある 読み書き等の特定の能力に著しい困難を示したり、発達の段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を示したりする幼児児童生徒には、一人一人の学び方に応じて教材等を工夫し、課題に集中できるように学習環境を整えて指導を進める。例えば、比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、書く量を調整したり、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書くことができるようにしたりするなどの配慮が考えられる。
また、失敗や叱責を受けるなどの経験を重ねがちであることから、自己の特性の理解を進めることや、多くの成功経験を積み、自信がもてるようにしていくことが大切である。

人間関係形成に困難さがある 役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりするなどの配慮が考えられる。

医療的ケア 本来、医療的ケアは「医行為」であるが、平成24年4月からは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等(以下「認定特定行為業務従事者」という。)が一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになった。この制度改正を受け、学校の教職員についても、特定行為については法律に基づいて実施することが可能になった。現在特別支援学校等で教職員ができる特定行為は、①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養の5つに限られる。なお、特別支援学校以外の学校で、教員が医療的ケアを実施するに当たっては、前述の経過を踏まえ、慎重かつ十分な検討と準備が必要である。

《参考資料》

□「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて」

(文部科学省 令和3年6月)

教育課程の改善

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

特別支援教育に関しては、主に以下の点が示された。

- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ・社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

これらの点に対応して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて「生きる力」の育成を目指した資質・能力を身に付けていくことができるよう教育課程の改善を図ることが大切である。

カリキュラム・マネジメント

特別支援学校における「カリキュラム・マネジメント」の特徴として、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」が四つ目の側面として求められている（本編P29 IV-2-(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切である。

交流及び共同学習

交流及び共同学習とは、障害のある幼児児童生徒を含め全ての幼児児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において集団活動を共にする教育である。

特別支援学校学習指導要領には、「障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」という内容が示されている。

また、小学校、中学校及び高等学校それぞれの学習指導要領にも、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」（幼稚園教育要領には、「努めるものとする。」と記載）という内容が示されている。

交流及び共同学習を学校間で行う場合には、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

また、保護者にも交流及び共同学習についての理解が十分得られるように留意することが大切である。

切れ目ない支援体制

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成28年8月の発達障害者支援法の改正等を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備に向けた取組が進められている。

切れ目ない支援体制の整備として、具体的には、教育、福祉、医療、労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し、支援する仕組みを整

備することが求められている。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事務所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するために、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足している。

また、平成30年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」を作成して、就学、進級、進学、就労の際に、各学校等で取り組んだ内容が適切に引き継がれることが求められている。

医療機関との連携

障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携しなければならない場合もある。幼児児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ持ち合わせておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点などに十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携することが大切である。

福祉機関等との連携

福祉機関としては、児童相談所、発達障害者支援センター、就業・生活支援センター、障害者支援施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、幼児児童生徒の障害に応じた指導・支援のために密接に連携することが必要である。

切れ目ない支援の充実のため、教育相談の機会などにおいて、保護者へ相談支援ファイルの説明や配付を行うなど、積極的な普及に努めていくことが必要である。また、各圏域ごとの特別支援教育連携協議会等において、取組内容や課題を共有しながら、教育と福祉等の一層の連携等の推進に向けて各学校や保護者、地域、各関係機関のニーズに応じた支援を進めていく必要がある。特に様々な障害のある幼児児童生徒が安心して生活していくために、分かりやすく利用しやすい相談窓口の整備に取り組んでいく必要がある。

障害のある人への援助の諸制度

障害のある人への援助制度の中で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。また、障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校、中学校及び義務教育学校で学ぶ際に、教育関係経費について補助を受けることができる特別支援教育就学奨励費についても理解しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）
- 「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（文部科学省 平成30年5月24日）
- 「特別支援学校における介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト」

（文部科学省 平成24年3月）

- 「障害者福祉のてびき」（京都府健康福祉部障害者支援課 平成30年10月版）
- 「京都府の特別支援教育 医療的ケアガイド」（京都府教育委員会 令和元年改訂版）

6 体育・健康安全に関する指導 (1) 学校体育・スポーツ

基本的な考え方

小学校学習指導要領総則には、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と示されており、中学校、高等学校にも同様の内容が示されている。

それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校体育の基本方針

学校体育の基本方針は、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てることである。

そのためには、児童生徒の個々の実態を把握した指導を基盤とし、体育的行事、運動部活動等との連携をはじめとする学校教育全体を通じて教科体育の充実に努めることが大切である。

京都府の取組

京都府教育委員会では、「体力向上推進プロジェクト」に基づく体力・運動能力の向上に係る取組を推進している。各学校においては、「新体力テスト」等の結果を活用し、児童生徒に自己の体力や運動能力について理解させるとともに、各学校の現状を的確に把握・分析し、学校教育活動における様々な機会を通じて体力・運動能力の向上を図ることが必要である。

特に小学校では「まゆまる体操」(平成29年3月)及び「運動遊びガイドブック」(平成29年3月)や「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS⁺」(平成25年3月)を活用し、子どもたちの身に付けるべき基本的な身体動作からつまずきの改善を図り、運動習慣の確立及び体力・運動能力の向上に取り組むとともに、「体力づくり指導の手引き—The First Step—授業実践事例及び展開例Ver. 2」(平成22年1月)等により授業の工夫改善を図っている。

「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS⁺」等を参考にして、実践してみよう。保健体育課ホームページ (<http://www.kyoto-be.ne.jp/hotai/cms>) からダウンロード可能

〔「新体カテスト」と「京の子ども元気なからだスタンダード及びスタンダードPLUS⁺」の違い〕

	新体カテスト	スタンダード及びスタンダードPLUS ⁺
ねらいや 特 色	①体力・運動能力の現状を明らかにする。 ・速さ、距離、体の柔軟性、持久力などを 知ることができる。 ②数値で表す。	①身体動作の獲得状況を明らかにする。 ・動作の出来ばえ、他者との連携の様子な どを知ることができる。 ②数値では表せない。
対 象	小学校、中学校、高等学校	小学校3・4年生及び5・6年生

教科体育の指導に当たって

教科体育の指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校種における発達の段階を考慮した内容とするとともに、個々の教員によって指導や評価の内容に差が生じることのないよう、事前に適切な指導と評価の計画を作成する必要がある。

また、小学校学習指導要領解説・体育編に示された「楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際に、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。」を踏まえ、児童生徒の「よし!」「さあ!」「やってみよう!」という楽しく前向きな気持ち（スポーツごころ）を持つ意識改善や行動変容が「体力向上の鍵」となるよう、全ての校種において授業改善に取り組むことが大切である。

併せて、誰もが運動に親しみ、進んで体を動かそうとする態度をはぐくむために、以下の点に留意することが大切である。

留意事項

○指導と評価の一体化（P D C Aサイクル）

- ・到達目標を明確にした指導と評価計画を立案、実践する。

【P:計画、D:実行】

- ・具体的な評価規準に基づき評価する。（状況把握） 【C:評価】
- ・評価結果により現行計画を修正し、後の指導と評価の計画を改善する。

【A:改善】

→授業の改善に向けて、指導の過程における評価方法を工夫する。

○育成する能力や動きの明確化

- ・各教材の特性となる能力や動きを把握する。

→（例）「サッカー（教材）を通じて〇〇する能力（動き）を育成する。」

○評価の妥当性

○安全の確保

- ・起こりうる事象を予見し、人的要因と環境要因に対して適切な対策を講じ、事故防止に努める。

スポーツごころ

「スポーツごころ」とは、「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心のありようの総称である。京都府教育委員会では、「スポーツごころ」をテーマとしたスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進している。

《参考資料》

- 「令和3年度体育指導力向上研究事例報告書」（京都府教育委員会 令和4年3月）
- 「京都府スポーツ推進計画（中間年改定）」（京都府教育委員会 平成31年3月）

基本的な考え方

学校保健は、保健教育及び保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。その活動の円滑な実施と成果の確保のために、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にした上で組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための組織活動の充実が求められる。

保健管理

保健管理は、学校保健安全法等の法令に基づき、児童生徒の健康及び学校環境の管理を行うものである。全教職員の協力の下に実施されるべきもので、健康観察、健康相談、健康診断の実施、感染症の予防、救急処置、学校環境衛生の活動が挙げられる。

保健教育

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある（次頁表参照）。

教科における保健教育は、学習指導要領の目標の実現を目指し、現在及び将来の生活において自他の健康に関心を持ち、その大切さについての認識を深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、活用して、自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考、判断し、それらを実現することができるような資質・能力の育成を図ることを目指す。

特別活動における保健教育は、健康・安全についての意識向上と、健康・安全な生活を送るためのより具体的な実践力の育成を目指すとともに、教科で学んだことや健康生活の実態に基づき現在の生活を健康に送るための具体的な課題解決方法の習得を目指す。

保健教育を組織的かつ計画的に進めるためにも、学校の教育活動全体を通じて主に集団の場面での必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて主に個別の会話・面談や言葉かけを通して援助や指導を行うカウンセリング機能を充実していくことが大切である。

組織活動

学校保健活動は、全教職員が学校保健に関する共通理解に立ち、それぞれの責任を明確にし、互いに連携を保ちながら協力して行うことが大切である。また、児童生徒が生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、家庭との連携が重要であり、児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するためには、地域の関係機関を含めた地域レベルでの連携が必要である。

組織活動として機能を発揮するためには、次の点が大切である。

- ① 校内における教職員の協力体制を確立するとともに、学校保健に関する校内研修を充実させる。
- ② 家庭との連携を図る。
- ③ 地域社会との連携を図る。

④ 学校保健委員会の組織化と運営の活性化を図る。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。この学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動が展開されることが期待できる。

資料⑨ P181

〈薬物乱用防止教育の徹底〉

府内児童生徒の大麻取締法違反での相次ぐ検挙事案を受け、薬物乱用防止教育の徹底について通知してきた。しかしながら、府内少年の同検挙事案が増加傾向にあり、より深刻化していることを踏まえ、府内全ての学校で薬物乱用防止教室を年度当初に実施するとともに、家庭・保護者はもとより、警察や学校薬剤師等関係機関との連携を強化し、教科等横断的に学校教育活動全体で薬物乱用の根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

また、心理的孤立感や生きづらさを抱えている子どもたちが、インターネット等によりたやすく手に入れ、『物』に依存してしまうことへの対応が必要である。

保健教育における教科学習と指導

	保健教育における教科学習	保健教育における指導
目 標	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意思決定や行動選択等の実践力の育成を図る。	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内 容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容
教育課程への位置付け	体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目保健（高等学校）、関連教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体
進 め 方	年間指導計画に基づき、身近な日常生活の体験や事例などを用いた話し合い、ブレインストーミング、実習、実験など多様な指導方法を工夫して進める。	学校の実態等に応じて、個人、集団を対象とする。発達段階に応じて、取扱う内容、適切な時期や機会を設定し、計画的に実施する。
指 導 者	学級担任、教科担任、兼職発令を受けた養護教諭等	学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等

《参考資料》

- 「新型コロナウイルス感染症の予防」（文部科学省 令和2年4月）
- 「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」（追補版）「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」（文部科学省 平成31年3月）
- 「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」（文部科学省 令和3年3月）
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編」（日本学校保健会 令和2年度改訂）
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編」（日本学校保健会 令和元年度改訂）

基本的な考え方

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。そのため学校安全の活動は、安全教育、安全管理、組織活動の三つの主要な活動から構成され、学校保健安全法第27条による学校安全計画に基づいて実施されている。

学校安全計画

学校安全計画とは、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する事項が記載されたものである。安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）の三つの領域に関する安全教育と安全管理を進めることが大切である。

なお、京都府では、東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒等の一層の安全確保を図るよう改めて防災に関する取組を見直し、右の事項を視点に防災教育を推進することとしている。

防災教育推進の視点

- 1 実効性のある防災に関する取組
 - (1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施
 - (2) 訓練方法の工夫
 - (3) 訓練後の検証
- 2 危険等発生時の対処の見直し
 - (1) 対応チームの編成
 - (2) 危険等発生時の対処行動
 - (3) 登下校時、在宅時に発生する災害における対応
 - (4) 原子力災害発生の場合の対応（参考）

（京都府教育委員会 平成23年6月）

安全教育と安全管理

安全教育は、学校教育活動全体を通して安全に関する資質・能力を育むことを目指しており、安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。例えば、安全管理として把握した、児童生徒等の安全に関して望ましくない行動から、適切な行動や実践について考えさせるなど、一体的な活動を展開することによって、学校安全の確保を図ることが重要である。

学校安全推進上の留意点

安全は、教育と管理を一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態を見ると、不可抗力といった要素もあるが、安全教育あるいは安全管理が徹底されていれば、未然に防止できたと思われる事例もある。

また、同一校で類似の事故災害が再発している事例もある。事故災害の再発を防止するために、原因を究明し、その予防や対応を検討することが必要である。さらに、検討した結果を安全教育及び安全管理に生かすようにする。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまうことは避けなければならない。児童生徒の発達の段階に応じた多様な教育活動を展開していく必要がある。

児童生徒等の安全を守るために、各学校において作成した学校独自の「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を防犯・防災訓練等を通して検証し実効性の高いものへ改善するとともに、登下校時及び学校内の安全確

保に努める必要がある。

さらに、学校安全の推進については教職員のみでの取組では十分でないため、児童生徒等の保護者、関係機関・団体及び地域住民等と共同訓練を実施する等連携を図ることが重要である。

危機管理

学校は、学校管理下で発生する事故災害に備え、事前、発生時、事後の適切な対応を行うために危機管理体制を確立しなければならない。

まず、事故災害を未然に防ぐために、日常的に校内の安全点検や巡回等を実施し、必要な安全対策を講じるとともに、教職員が様々な危機に迅速かつ適切に対処できるよう、救急車の要請及び管理職への報告等を含む校内連絡体制の確認を行い、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を改善するなど、校内の全教職員が共通理解をしておく必要がある。

事故災害等が発生した場合は、迅速な初動対応が最も大切であることから、学校は、「危険等発生時対処要領」に沿って、危機管理責任者である校長を中心に対応チームを機能させ、児童生徒の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を行う。また、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

事後には必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。発生原因の究明や従来の安全対策の検証を行うとともに、再発防止対策に万全を期す必要がある。

学校安全の三つの領域

- 生活安全 生活安全（防犯を含む）に関する指導は、各教科、日常生活で起こりうる、事件・事故の内容や発生原因、被害防止と安全の確保の方法について理解させるとともに、不審者から危害を加えられる事件、誘拐や傷害等の犯罪被害防止等防犯に関する指導も含めて行うものである。
- 交通安全 交通安全に関する指導は、発達段階に応じて、様々な交通場面における危険について理解させ、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにするとともに、交通社会の一員としての責任と義務について理解を深めることができることを目指して行うものである。
- 災害安全 災害安全に関する指導は、自然災害や火災、原子力災害に関する内容を取り扱い、様々な災害発生時における危険について理解させ、正しい備えと適切な判断ができ、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身につけさせることを目指して行うものである。

資料⑩ P182

《参考資料》

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和3年6月）
- 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年3月改訂）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて－原子力防災編－」（京都府教育委員会 平成27年4月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」（京都府教育委員会 平成24年1月）

学校給食の役割

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、学級担任や他の児童生徒とともに食事し共通の体験をすることから、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等において活用することができる。

特に、給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。

さらに、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることが期待できる。

【給食の時間に行われる食に関する指導】

「給食指導」

- ・食事のマナー（「正しい箸の使い方」「楽しく食べよう」「正しい食器の並べ方」等）
- ・感謝して食べよう（「いただきます・ごちそうさまの意味」「食べ残しをなくす工夫について」等）
- ・給食の準備（「給食当番にふさわしい身じたく」「みんなで準備しよう」等）

「食に関する指導」

- ・給食の栄養（「食べ物の3つの働き」「主食・主菜・副菜を調べてみよう」等）
- ・行事食・郷土食・地場産物（「きせつのごちそう（行事食）」「地域に伝わる食べ物を大切にしよう」等）

資料⑪ P183

学校給食の管理 栄養管理

栄養教諭・学校栄養職員等は、学校給食栄養管理者として、適切な栄養管理がなされた給食を提供するよう努めなければならない。そのためには、国の学校給食実施基準に示されている学校給食摂取基準や食品構成、食事内容の充実等に配慮するとともに、喫食者の集団の特性を把握し、成長曲線等を活用した栄養量の策定を行うことが大切である。特に摂取しにくい栄養素（鉄、食物繊維、カルシウム、マグネシウム等）については、これらの供給源となる食品の積極的な使用も考慮することが必要である。

学級担任は、学級に配分された給食を等分に配当することを基本とするが、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、給食主任等と連携し、児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態や残食の状況などを考慮して提供するよう心がける。

安全管理

学校においては、学校給食を取り巻く危機（食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等）の発生の予防に努めるとともに、発生時の対応に万全を期すため、日頃から指導を徹底し、児童生徒の身近な生活に注目させ、健

康で安全な生活習慣や態度の確立を図ることが大切である。また、事故発生時の校内連絡体制を確認し、不測の事態が生じた場合は、常に校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携を図って対応しなければならない。

食中毒等の発生の予防

- 手洗いの励行 食中毒、感染症の病原菌等は、汚染された手や指から他に広がることが多い。日常生活において、食事前や用便後等に手洗いを励行する習慣を身に付けるよう指導する。
- 配膳時の注意 エプロン、帽子、マスク等の着用を義務付け、食器や食べ物を衛生的に扱うなど安全・清潔に留意させる。給食当番の児童生徒については、特に、健康状態に注意する。(下痢、発熱、腹痛、嘔吐等感染症が疑われる症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応が必要である。)
- 飲食物に対する注意 安全で衛生的な食品の選び方や食中毒等にも目を向け、自分の健康に気を付けるように指導する。
- 患者の早期発見 児童生徒等からの異常の訴えや、早退者の状況及び欠席届の内容などについて常に留意し、同様の健康異常を訴える者が多くないかを把握するとともに、異常を疑った場合には、校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等に速やかに報告・相談することが大切である。
- 集団発生の際の措置 校内組織等による取組体制の下、学校医及び保健所等の関係機関と連携し、一体となって患者の措置に万全を期さねばならない。また、保護者やその他関係機関等に対しては、患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めるようにする。その際、プライバシーなど人権の侵害が生じないように配慮することが大切である。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応 学校には各種のアレルギー疾患を有する児童生徒がいることを前提とした取組が必要である。学校給食は、必要な栄養を摂る手段だけではなく、児童生徒が「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解する生きた教材としての役割も担っている。したがって、アレルギーのある児童生徒も他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切である。しかし、食物アレルギーへの対応は、時として命にも関わる重大な事故につながる可能性があることから、事故を未然に防ぐために、学校においては安全性を最優先し、全教職員が食物アレルギーに対する正確な知識に基づいた適切な対応を組織的に行うことが重要である。

資料⑫ P183

《参考資料》

- 「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」(文部科学省 平成31年3月)
- 「小学生用食育教材『楽しい食事つながる食育』」(文部科学省 平成28年2月)
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省 平成27年3月)
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(日本学校保健会 令和元年度改訂)
- 「学校等における食物アレルギー対応の手引」(京都府教育委員会 平成29年3月)及び追記分「まわりの児童生徒への指導及び関連法等」(京都府教育委員会 平成31年3月)
- 「食育のパワーアップを図ろう～生きる力を身につける食育の実践に向けて～」

(京都府教育委員会 平成29年3月)

**生徒指導の基本的な
考え方**

生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指すものである。学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっている。児童生徒一人一人が自己存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりの実現は極めて重要である。

**教育相談の基本的な
考え方**

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられる。児童生徒それぞれの発達に即して、よりよい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせることにより、人格の成長への援助を図るものである。

生徒指導との相違として、教育相談は、個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとする点がある。児童生徒の問題行動に対する指導や学校・学級の集団全体に対する指導を行う部分は生徒指導の領域であるが、指導を受けた児童生徒がそのことを自分の課題として受け止め、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動につなげることができるようにするには、教育相談の技法や知見が重要な役割を果たす。

学校における教育相談には、次のような利点が挙げられる。

- ① 日頃から児童生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができると、早期発見・早期対応が可能である。
- ② 学級担任をはじめ、管理職、教育相談担当教員、養護教諭、生徒指導主事（生徒指導主任、生徒指導部長という名称で呼ぶことが多い）、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）、心の居場所サポーター、校内教育相談コーディネーターなど様々な立場の教職員や専門家がいるため、多様な関わりをもつことができるなど、援助資源が豊富である。
- ③ 相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関等との連携が取りやすい。

児童生徒理解

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは、児童生徒理解の深化を図ること及び教師と児童生徒との信頼関係を築いていくことである。児童生徒それぞれの特徴や傾向をよく理解し、個々の児童生徒の特性や発達段階に応じた指導を行う必要がある。逆に、児童生徒の特性や発達段階を十分に考慮することなく、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下を招き、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないことに留意しなければならない。生徒指導は児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われるべきものであることに常に立ち返り、児童生徒の共感的理解に努めつつ、指導方法や指導体制を継続的に工夫及び改善することが重要である。

また、生徒指導の実際場面としては、集団的な場面が少なくないため、集団の構造や特性を理解することも大切である。集団はそれを構成する個人の理解だけでは捉えきれない集団特有の問題を有している。

児童生徒理解に基づいた生徒指導を行うためには、様々な情報を収集する必要がある。個人情報保護に関する法律の施行により、学校では児童生徒についての資料の収集や取扱いに細心の注意を払わなくてはならないが、計画的、多面的、継続的に資料を収集、共有していくことが重要である。児童生徒の日頃の様子を観察することに加えて、生活に関するアンケートや児童生徒が書いた作文、ノート、プリント、絵などに関心を寄せることも大切である。

- 24時間子供SOSダイヤル(全国統一24時間対応) … 0120-0-78310
- 京都府総合教育センター
電話教育相談『ふれあい・すこやかテレフォン』(毎日24時間対応)
…075-612-3268、0773-43-0390
- メール教育相談
- ネットいじめ通報サイト
- 京都府家庭支援総合センター … 075-531-9600
- 子どもの人権110番(平日8:30~17:15) … 0120-007-110
- 京都いのちの電話(毎日24時間対応) … 075-864-4343
- チャイルドライン京都(18歳までの子ども専用電話・月~土16:00~21:00)
… 0120-99-7777
- 少年サポートセンターヤングテレホン(毎日24時間対応) … 075-551-7500
- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARA … 075-222-7711
- 「ユース・アシスト」立ち直り支援チーム … 075-531-6507

《参考資料》

- 「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法 令和3年5月改正)
- 「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省 平成29年2月)
- 「生徒指導提要」(文部科学省 平成22年3月)
- 「生徒指導リーフ1~22、増刊号1~3」(国立教育政策研究所 平成24年2月~令和3年7月)
- 「生徒指導リーフ3S、14S、15S」(国立教育政策研究所 令和2年6月)
- 「初任者教員向け生徒指導資料」(国立教育政策研究所 平成24年3月)
- 「学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり(報告)」
(教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月)
- 「親の学び、一人で悩まないで(就学前用・小学校低学年用、中学年用、高学年用)」
(京都府教育委員会 平成26年6月~平成30年3月)
- 「体罰防止の手引き~体罰の根絶に向けて~」(京都府教育委員会 平成25年4月)

生徒指導の機能を生かした教育活動

生徒指導は、全ての教育活動を通じて発揮される教育機能である。生徒指導は、この基本的な認識の上に立ち、教育課程に位置付けられた各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて、有効に機能するように展開されなければならない。

生徒指導においては、児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、特に次の3点（生徒指導の三つの機能）に留意し、個々の自己実現を図っていく望ましい集団を育成することが大切である。

- ① 児童生徒に自己存在感を与えること
一人一人がかけがえのない存在であるという基盤に立ち、学校生活の場で、他の児童生徒との関わりの中で自己存在感を実感させる。
- ② 共感的な人間関係を育成すること
人間として互いを尊重し合う態度で、ありのままの自分を語り、共感的に理解し合う人間関係が育まれるようにする。
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること
児童生徒に、今、何をすべきか、またどうした方が望ましいかなど自分の行動を選択、決定、実行し、そのことに責任をもつなどの経験をさせることが重要であり、これらの経験の場をできるだけ多く提供する。

教科指導

一日の学校生活の中で、児童生徒と教員、あるいは児童生徒同士が関わり合う時間の大部分は教科学習の場である。したがって、授業における学習活動は、児童生徒一人一人の人間形成に極めて重大な意義をもつものである。

また、教科指導と生徒指導は相互に深く関わり合っており、教科において生徒指導を充実させることは、生徒指導上の課題を解決することにとどまらず、児童生徒一人一人の学力向上にもつながる。

道徳教育

道徳教育が、児童生徒の道徳性の育成を直接のねらいとするものであるのに対し、生徒指導は、児童生徒一人一人の具体的な日常生活について指導及び援助するものであり、道徳的実践の指導において重要な役割を担っている。道徳教育で培われた道徳性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるように援助することが生徒指導の働きである。

特別活動

特別活動はその目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と密接な関係にあり、特に集団指導の場では、生徒指導の三つの機能を十分に生かすことが重要である。学級・ホームルームや学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっている。児童生徒一人一人に学級・ホームルームや学校の中で存在感をもたせ、共感的な人間関係を育むとともに自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていく望ましい集団をつくっていくことは極めて重要である。

その他の教育活動

始業前や休み時間、放課後等のさりげない会話や部活動等は、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の触れ合いを深める重要な場である。

そこでは、学校や児童生徒の実態に応じて多様な教育活動の展開が期待でき、自発性なども発揮されやすい。そのため、全人的な人間形成の実現にとって貴重な場が提供され、生徒指導の機能が十分に発揮されなければならない。

また、問題行動の未然防止、早期発見や的確な対応などの観点からも重要な意味をもつ。

児童生徒の発達を支える指導の充実

学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるためには、日頃から学級経営の充実を図ることが重要である。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援することが重要である。

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、児童生徒指導の充実を図ることが大切である。

<体罰の禁止について>

体罰については、学教法(第11条)で厳に禁止されている。京都府教育委員会は、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」(平成25年2月4日付け)で次のように通知している。

「体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。個々の教職員が改めて認識を深めるとともに、日常の指導において体罰を引き起こす土壌や、体罰を容認する体質がないか学校組織で点検するとともに、(中略)体罰根絶に向けた取組を一層徹底してください。」

これを踏まえ、教職員は、体罰が許されない行為であることを強く自覚し、日々の指導に当たらなければならない。特に部活動指導においては、過度な勝利至上主義や閉鎖的な雰囲気を一掃し、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをしない、させないという共通認識を徹底する必要がある。

体罰防止のために(セルフチェック)

○教育観・指導観等について

意識・態様	意識・態様の程度
○児童生徒に教職員の威厳を示すことが大切である。	強 弱
○教職員の権威が崩れるとその後の指導が困難になる。	
○毅然とした指導をする際には体罰もやむを得ない。	
○集団の規律を守るためには体罰もやむを得ない。	
○生徒指導が困難な状況では体罰もやむを得ない。	
○児童生徒の危険な行為を制止するには体罰もやむを得ない。	
○強いチームや強い選手を育てるためには体罰もやむを得ない。	
○スポーツの指導で気合いを入れるため叩くことは許される。	
○保護者の了解が得られれば体罰もある程度は許される。	

* 「意識・態様の程度」が全体的に「強」に振れる人は、教職員の権威、毅然とした対応や厳しい指導をかなり大切にしているようです。

「体罰の防止の手引き～体罰の根絶に向けて～」(京都府教育委員会 平成25年4月)から

○府内公立学校(京都市立を除く)、幼稚園等に通う子ども・保護者向けの体罰についての専用相談電話: 京都府教育委員会(毎週水曜日午前11時30分～午後6時30分)・・・075-612-5013

生徒指導の体制づくり

組織的な生徒指導を展開するためには、校内における生徒指導の目標と方針・基準を定め、教育計画全体の中に適切に位置付けるとともに、それらが明確化・具体化された一貫性のある指導を行うことのできる校内体制づくりが必要である。

校内生徒指導体制を確立させ、十分に機能させるためには、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事（生徒指導主任、生徒指導部長）を中心とした各教職員の校務分掌、さらには学校全体の協力体制の中での共通理解の下で一貫した指導が基本になる。

また、すべての教職員が共通理解した目標に向けて、児童生徒理解に基づく毅然とした粘り強い指導を行うためには、教職員一人一人が生徒指導に対する意識を高めることが重要であり、併せて教職員間での信頼関係や温かい人間関係を常に心掛けておくことも大切である。

より有効に機能する生徒指導体制を構築するに当たっては、家庭の協力を得ることや地域社会との連携、校種間での連携、関係機関との連携を図ることは不可欠である。そのためには学校の教育活動に対する信頼を高めるとともに、関係機関等について十分に理解しておく必要がある。

生徒指導の進め方

生徒指導を進めるに当たっては、生徒指導の意義や考え方、児童生徒理解の視点を踏まえ、それぞれの学校の体制、児童生徒や家庭・地域の状況に応じて具体的な指導を進めていく必要がある。

次に挙げる児童生徒全体への指導と個別の課題を抱える児童生徒への指導は別々に行われるものではなく、児童生徒理解に基づいて、それぞれの指導を進めながら、相互に関係させることで効果が発揮される。

【児童生徒全体への指導における留意点】

児童生徒全体への具体的な指導を進めるに当たって第一に考えなければならないのは、学校全体での指導体制を十分に機能させることである。

校内の組織体制の下、教職員が一人一人の役割をしっかりと果たし、児童生徒全体への指導を通じて健全な成長を促すことで、豊かな人間性を育むとともに、様々な問題の未然防止を図っていくことが重要である。その上で、組織的対応の原則や教職員の責務に基づいて、教職員は実際の指導を行っていくこととなる。中でも児童生徒への指導の大きな部分を担う学級（ホームルーム）担任の役割は大きい。全ての教職員一人一人が自らの責務を自覚し、必要な資質を高めるよう研鑽を積み、生徒指導において積極的に役割を果たしていくことは言うまでもない。

児童生徒全体への具体的な指導内容として、児童生徒が落ち着いて学校生

活を送ることができるよう安全・安心な学校づくりの観点や問題行動等の未然防止の観点から、基本的な生活習慣の確立や校内規律に関する指導、児童生徒自らが危険を予測し、それを回避して安全な行動がとれるような力の育成を学校全体で取り組んでいくことが必要である。

このように、児童生徒全体への指導を行うことは、児童生徒の成長を促し、自己指導能力を高めることにつながり、個別の課題を未然に防止したり、深刻な状況になることを回避したりする効果が期待される。

【個別の課題を抱える児童生徒への指導における留意点】

児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によって様々であり、児童生徒集団の全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できない場合も多いため、児童生徒の性格や能力等、さらに生活環境、発達の程度、学校での状況など、一人一人の児童生徒に応じた効果的な生徒指導が必要となる。

すなわち、児童生徒全体への指導の前提として、「個」としての児童生徒の問題をなおざりにしないという姿勢をもつべきである。

教職員は、全ての児童生徒には問題行動の要因が潜在している可能性があるということを常に念頭に置き、児童生徒の発するサインを見逃さないよう、日頃から、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりを進めるなどの方法により、児童生徒理解を着実に進め、問題行動の早期発見に努める必要がある。その上で、問題行動の迅速な事実確認を行い、その原因を分析し、一人一人の児童生徒に応じた指導方針を立て、一人で抱え込まず、必ず組織で対応することが重要である。

また、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題ごとの特質を踏まえて指導することが必要である。

学校種間の連携

児童生徒の抱える問題に適切に対応していくためには、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への系統的、継続的な生徒指導体制の構築が大切である。

教職員一人一人が就学前段階から、高等学校段階までのつながりの中での各学校種の役割を認識して計画的に指導を行うとともに、学校種を超えた連携を深め、各学校において適切な関わりができるよう情報を共有することが重要である。

《参考資料》

- 「生徒指導の役割連携の推進に向けて－『生徒指導主担当者』に求められる具体的な行動（小学校編）－」
(国立教育政策研究所 平成23年3月)
- 「生徒指導の役割連携の推進に向けて－生徒指導主事に求められる具体的な行動（高等学校編）－」
(国立教育政策研究所 平成23年3月)
- 「生徒指導の役割連携の推進に向けて－生徒指導主事に求められる具体的な行動（中学校編）－」
(国立教育政策研究所 平成22年3月)

教育相談の体制づくり

教育相談の機能が発揮されている状態の一つとして、教職員が児童生徒に寄り添い、向き合い、その個性を生かす関係が保たれていることが挙げられる。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築し、かつ、整備していくことが必要であり、何よりも、教育相談に対する教職員一人一人の意識を高めていくことが重要である。

教育相談体制を構築、整備するに当たっては、家庭や地域の協力、各方面の専門家や関係機関との連携が不可欠である。また、これからの教育相談は、相談室での個別面接だけでなく、特別支援教育などと連動して児童生徒の個別ニーズに即応できるよう、相談形態や相談方法の選択肢を複数用意して、多様な視点で、きめ細かく支援できる体制を総合的に構築していくことが求められている。

教育相談が十分な成果を上げるためには、教育相談に関する諸計画が教育計画全体の中に位置付けられ、目標の設定、計画の立案、実施及び評価というサイクルで展開されなければならない。

教育相談で必要とされる教職員の資質として、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、児童生徒の立場に立って、問題を多面的、多角的に捉えた見立てや対応を行うことの両面が大切であり、教職員研修等でこれらをバランスよく身に付ける必要がある。

教育相談の進め方

教育相談は全ての児童生徒を対象に、学校生活への適応と人格の成長を目指して、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、適時、行うものであるが、定期面談や呼出し面談等は教育相談の大事な場面である。また、授業やその他休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面が、児童生徒の様々な情報をつかみ、児童生徒理解を深める大切な機会となる。

問題を解決する教育相談の進め方

児童生徒の問題には、発見しにくい問題、なぜそのような問題が生じるのか理解しにくい問題、原因や背景もある程度は推測できるが解決が困難な問題など多様である。このような問題の解決に向けた教育相談では、児童期から青年期に至るそれぞれの時期の発達（心理的、身体的、社会的等）や、課題についてよく理解しておくことが大切である。

そして各時期に生じる様々な事象についての知識をもつことも大切である。

また、児童生徒の問題を少しでも早く発見し、それが複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教職員の観察力が必要である。「何事も生じていないとき」に児童生徒をよく観察し関わりをもっておくことで、何か問題が生じたときに、状況の判断と働き掛けが適切にできるようになる。

問題を未然に防ぐ 教育相談の進め方 児童生徒と「何事も生じていないとき」に信頼関係を築いておくことが基本であり、日頃から児童生徒一人一人に積極的に関心を持ち、児童生徒理解を図るよう心掛けるとともに、児童生徒の「よいところを見るようにする」という姿勢で関わるのが大切である。

また、保護者との関係においても、教職員が我が子を常に見守り、我が子の「よい面」を積極的に見ていると知ることは、保護者にとって大きな安心となり、子育ての意欲と喜びをもたらすものになる。「何事も生じていないとき」に直接、間接に信頼関係を積み重ねることが児童生徒の問題行動の早期発見・早期対応を可能にする。

関係機関等との連携 連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることである。

具体的には、教育の専門家である教員が医療や心理・福祉の専門家らと協力し、児童生徒の問題の解決に向けて、それぞれの強みを出し合いながら、児童生徒に対し支援を行うことである。

生徒指導や教育相談には、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）、心の居場所サポーター、校内教育相談コーディネーター等と協力しながら組織的に取り組むとともに、相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関と連携を図ることが大切である。また、必要に応じて、警察等の刑事司法関係の機関との連携も考えられる。いずれの場合においても、チームの一員であることを自覚し、一人一人の児童生徒と向き合うことが必要である。

保護者や地域等との連携 生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にしていくことが重要である。日頃から、家庭訪問や電話連絡、学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報、保護者会などにより保護者との相互の交流を深め、信頼関係を築くことが大切である。また、地域住民に学校だよりなどを配布し、学校としての指導方針や教育活動の現況を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めたりするなどの取組が必要である。

《参考資料》

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省 平成29年3月）
- 「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」（文部科学省 平成29年2月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（文部科学省 平成28年12月）
- 「学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり（報告）」
（教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月）
- 「学校不適應の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ
（京都府総合教育センター 平成28年5月～平成30年5月）
- 「ハンドブック『先生、わかってな』」（京都府総合教育センター 平成22年5月）

7 生徒指導・教育相談 (4) 児童生徒への指導 ア〈いじめ〉

いじめ

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校をはじめ、場合によっては自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない重要な問題であり、いじめを許さない指導を充実させるなど緊急かつ総合的な取組を進めるとともに、学校での相談体制の一層の充実を図らなければならない。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

また、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。

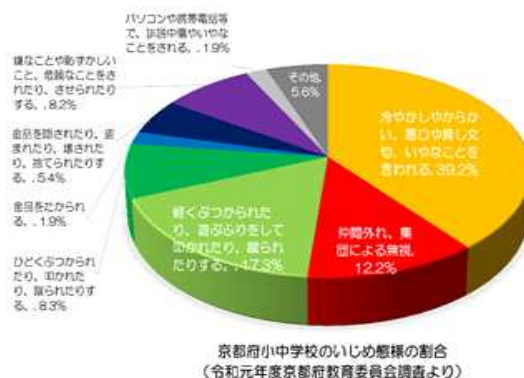
なお、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやコンピュータの介在により、一層見えにくいものになっている。「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルに関する指導を進める必要がある。

いじめの定義・構造

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、「児童等（「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

最近のいじめの特徴としては、①感覚的、②ゲーム化、③陰湿化、④潜在化、⑤集団化、⑥一般化、⑦流動化、⑧孤立への不安、⑨ネット化などが挙げられる。

また、いじめの構造は「いじめめる者」、「いじめられる者」、それをはやしたてたり、面白がったりする「観衆」、周辺で見つめふりをしたり脅えたりしている「傍観者」という存在による四層構造になっている場合が多い。しかし、こうした四層構造は決して固定されたものではなく、「いじめめる者」、「い



じめられる者」、「観衆」、「傍観者」の立場は、流動化する場合もある。

学校いじめ防止基本方針

各学校は、国や地方公共団体のいじめ防止基本方針を参考にして、自校の現状を十分に踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない。教職員はその方針に従って、組織的にいじめの防止と早期発見及びい

じめの対処等に努めなければならない。

いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態といい、当該教育委員会を通じて府立学校は知事、その他の公立学校は地方公共団体の長へ速やかに報告し、学校や学校の設置者は事実関係の調査、対処、再発防止のための措置等を講じなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

いじめの予防と対応

教職員は、自校の学校いじめ防止基本方針等を十分に理解し、いじめの特徴に留意しつつ、学校教育全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒一人一人に徹底させるとともに、いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもちろん、特別活動等を通して児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進める必要がある。また、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、いじめの防止等に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

いじめの発見や通報を受けた場合には、速やかに学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織に報告するとともに、①組織的な対応・連携、②いじめられている子ども（被害者）への指導・支援、③いじめている子ども（加害者）への指導・支援、④周りの子どもたち（観衆・傍観者）への指導・支援、⑤保護者との連携などを適切に行わなければならない。

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。

止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人及び保護者に対し面談等で確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《参考資料》

- 「いじめ防止対策推進法」（文部科学省 令和3年4月改正）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 平成29年3月）
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月改定）
- 「生徒指導支援資料1～7」（国立教育政策研究所 平成21年6月～平成3年7月）
- 「京都府いじめ防止基本方針」（京都府 平成30年4月改定）
- 「いじめの防止等のために」リーフレット（京都府教育委員会 平成28年6月）
- 「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）

7 生徒指導・教育相談 (4) 児童生徒への指導 イ〈非行〉

非行の定義

非行（少年非行）という用語は、様々な意味に用いられる。服装の乱れや怠学などを捉えたものや、警察などが補導の対象とする不良行為少年を対象として捉えたものまで多様な概念が含まれている。そのため正確に定義して用いなければ、誤解が生じたり混乱を招いたりする可能性がある。もっとも学校においては、問題行動があれば不良行為に該当しなくても、教育上指導することは当然であり、家庭においても同様である。

少年法第3条では、「少年非行」として次の三つの類型を挙げている。

- ① 14歳以上20歳未満の罪を犯した少年（犯罪少年）
- ② 14歳未満で犯罪少年と同じ行為、つまり刑罰法令に触れる行為をしたが、年齢が低いため罪を犯したことにはならないとされている少年（触法少年）
- ③ 20歳未満で犯罪や触法まではいかないが、具体的な問題行為があつて将来犯罪少年や触法少年になるおそれのある少年（ぐ犯少年）

また、令和4年4月1日に改正少年法が施行され、18、19歳の者が罪を犯した場合にはその立場に応じた取扱いをするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めている。例えば、特定少年が犯した事件で起訴された場合には、実名・写真等の報道の禁止が解除される。

いじめや教職員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要がある。

非行についての対応

学校現場での非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導が中心となるが、非行の内容によってはそれにとどまらない様々な配慮が必要である。

① 正確な事実の特定

指導のことばかり気にするあまり、事実確認が不十分なまま教員の思い込みで指導がなされる場合がある。事実を正確に特定することが初期段階では特に大切である。

② 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

指導を行う際には、本人や関係者の言い分をきちんと聞き取り、正確に時系列を追って記録していくことも必要である。最近の事例では、情報公開請求など、様々な形で指導の根拠や妥当性が問われることもある。特に非行や指導の内容に関して後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、生徒指導に関する適正な情報管理とともに的確な指導につなげることが大切である。

③ 非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、もう一度その背景を考えることが必要である。特に児童虐待を受けた場合や、発達面での課題がある児童生徒の指導の困難さは、専門機関からも指摘されている。また、非行行動が継続する場合には、関係機関との連携を視野に入れた対応を検討する必要がある。

④ 被害者を念頭においた指導

被害者がいる場合には、そのことを念頭においた対応を行うことが必要である。時に加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落としてしまうことがあり得る。非行の指導においては、被害者の気持ちを理解したり、その被害を回復したりすることが、加害者への指導としても有効である場合が少なくない。

非行防止について

非行防止を考える上で、逆にどうして多くの児童生徒が非行に至らないのかについて考えてみることに役立つ。その理由としては、部活動や勉強に打ち込んでいる、喜びや苦勞を分かち合う仲間がいる、そして何よりも家庭や学校に居場所があるなどが考えられる。そこには、児童生徒と家庭や学校をしっかりとつなぎとめる関係が存在する。したがって、家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は何かと問われれば、児童生徒と家庭や学校との関係をどのようにして強く切れないものにするかということに尽きるといえる。

非行に至る児童生徒は、家庭や学校に居場所がなかったり、居心地の悪さを感じたりしている。そこで、本当は保護者や教員に甘えたいのに甘えられず、すねたり、反抗したりする行動を通して、関わりを求めるのである。

何よりも大切なのは、「我が児童生徒」という意識で、愛情をもって児童生徒としっかりとつながっていくことである。根気強く接し、児童生徒の中に自分を心配してくれる保護者や教員のイメージが内在化すれば、自然に規範意識が芽生えてくることも考えられる。警察に補導された後や、家庭裁判所で処分や指導を受け、学校に戻ってきた後などのフォローアップの場においても、愛情をもって、しっかりと接することが大切である。

また、家庭や学校で児童生徒が打ち込める対象を一緒に探し出し提供することも重要である。そのためにも、児童生徒の知的好奇心を刺激する授業や一人一人の児童生徒が自己存在感を感じられる学級・ホームルーム経営を目指すことは大切なことである。

《参考資料》

□ 「教職員の皆さんへ 児童生徒の規範意識を育むための非行防止教室」(京都府教育委員会 平成24年3月)

7 生徒指導・教育相談

(4) 児童生徒への指導 ウ〈不登校〉

不登校の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を、「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校の基本的な考え方

不登校への考え方や対応の仕方について以下に示す。

- ① 最終目標の「社会的自立」に向けた支援
不登校の問題は「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切である。すなわち、児童生徒一人一人が「社会的自立」に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方の支援を行うことであると考えます。
- ② 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク
公的機関だけでなく、民間施設（フリースクール）やNPO等とも積極的に連携し、対応に当たるとともに、児童生徒の発達段階に応じた指導を継続的に行うために、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等と必要な連携ネットワークを築く。
- ③ 全ての児童生徒にとって居場所となる学校を目指すこと
「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「全ての児童生徒にとっても居心地のいい学校」になるという視点から、全ての児童生徒が楽しく通えるような学校を目指して、取組を展開することが大切である。
- ④ 関係を構築しつつ、適切な働きかけや関わることの大切さ
不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような援助を必要としているのか、教職員やスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）等の専門家とも連携し、見立てを行った上で、適切な働きかけや関わりをもつ。「この児童生徒はどのようなことに困っているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」を的確に判断し、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための援助を行うようにする。
- ⑤ 保護者を支え、家庭の教育力を充実させること
保護者に対し担任の教員や養護教諭、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）等が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したり、適時適切な対応を行い、保護者を支援し、家庭の教育力を充実させる。

校内生徒指導体制の 在り方

直接影響を与え得る教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、支援に当たる体制の充実を図ることが肝要である。児童生徒への効果的な支援ができるよう、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）等の専門家による見立てを通じて、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定し、当該児童生徒に関する状況を共有し、具体的な支援の在り方を検討する。不登校児童生徒については、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切である。また、学級内の他の児童生徒への適切な指導も重要である。

不登校児童生徒への 配慮

不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援するとともに、学校は学習状況を把握し、学習の評価を適切に行うことが必要である。例えばいじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。併せて、不登校児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会などの情報提供及び指導要録上の出席扱い等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている場合には、状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実させることが望ましい。

さらに、不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

《参考資料》

- 「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について（通知）」（文部科学省 令和2年9月）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省 令和元年10月）
- 「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（不登校児童生徒への支援の在り方について（通知））
（文部科学省 令和元年10月）
- 「児童生徒理解・教育支援シート（参考資料）」（文部科学省 平成30年4月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省 平成29年3月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（文部科学省 平成28年12月）
- 「不登校に関する実態調査」～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～（文部科学省 平成26年7月）
- 「第Ⅲ期『魅力ある学校づくり調査研究事業』（平成26年度～27年度）報告書」（国立教育政策研究所 平成29年1月）
- 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～（報告）」
（フリースクール等に関する検討会議 平成29年2月）
- 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」
（不登校に関する調査研究協力者会議 平成28年7月）
- 「不登校児童生徒支援ハンドブック」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」（京都府教育委員会 平成30年12月）
- 「別室登校」Ⅰ・Ⅱ（京都府教育委員会 平成23年3月～平成24年3月）
- 「学校不適応の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ
（京都府総合教育センター 平成28年5月～平成30年5月）
- 「別室登校」教育相談リーフレットⅠ～Ⅴ（京都府総合教育センター 平成23年5月～平成27年3月）

7 生徒指導・教育相談

(4) 児童生徒への指導

エ〈児童虐待への対応〉

児童虐待

近年、家庭支援センター（児童相談所）へ、児童虐待対応件数が年々増加している。また、子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件も後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題である。学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということや、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないということが「児童虐待の防止等に関する法律」の第5条及び第6条に定められており、子どもたちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め、予防及び早期発見等に努めるとともに、適切な対応が求められている。

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満の者）について次に掲げる4種類の行為である（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条より）。

① 身体的虐待

子どもの身体に痛みと苦痛が生じ、又は外傷の生じるおそれのある暴行を加えたり子どもの命を危うくするような怪我をさせたりすること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

② 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は、わいせつな行為をさせたり見せたりすること。子どもをポルノグラフィの被写体にすることなども含まれる。

③ ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これには、保護者以外の同居人による①、②、④の虐待行為を放置することも含まれる。

④ 心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な態度等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、子どもの目前での配偶者間暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）やその他の家族に対する暴力や暴言もこれに当たる。

（配偶者：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

児童虐待の影響

児童虐待を受けた子どもは、虐待を受けたことによって心身の発達や行動面に影響を受けると言われ、それは人格形成にも影響を及ぼし、人生全体に大きな問題を残しやすいとともに、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。また、その影響は虐待の程度や直面する年齢等によって異なる。児童虐待の影響には個人差があるので、今あるその子どもの状況をていねいに捉え、子どもが受けてきた虐待の実情を把握してい

くことが重要である。子どもたちの示す情緒や行動上の問題や症状は個々に異なるだけでなく、基本的な生活習慣、日常のスキル、対人関係の問題等、様々な領域にわたっている。さらには、児童虐待と心との結び付きは目に見えにくく複雑であるため、ていねいに理解していくことが子どもたちの援助には必要となる。

児童虐待への具体的対応

児童虐待の早期発見のポイントや対応等について校内研修を実施し、組織的な対応の周知徹底を図る。

資料⑭⑮ P185～187

○児童虐待の早期発見のポイント

- ・顔や腕、足などに傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
- ・体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良が見られる。
- ・体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしたりしている。
- ・表情が乏しく、受け答えが少ない。
- ・保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
- ・保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
- ・理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
- ・金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。

*子どもの変化に「気づく」力を磨くことが重要である。

*児童虐待と発達障害は行動面での類似点が多く峻別が難しいため、適切に見立てて支援をしていく必要がある。

○児童虐待を疑ったときの対応～相談機関との連携・通告～

- ・必ず管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
- ・家庭訪問等で再確認することは避け、既存の情報により組織的で速やかな対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら対応し、子どもの心身の状態について経過を観察しつつ、学校として支援可能な事柄に全力を注ぎ、中・長期的フォローアップ体制を整える。
- ・保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯等）に関する開示の求めがあっても伝えない。

○児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

《参考資料》

- 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法 令和2年6月改正)
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省 令和2年6月改訂)
- 「体罰等によらない子育てを広げよう！」(厚生労働省 令和2年2月)
- 「学校現場における虐待防止に関する研修材料」(文部科学省 令和2年1月)
- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(文部科学省 平成19年10月)
- 「子どものSOSサインを見逃さないために！」～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～
(京都府教育委員会 令和3年3月改訂)
- 「児童虐待を防止するために 見守りは、『子どものサイン』に気付くこと」(京都府教育委員会 平成27年3月)
- 「子どもたちを児童虐待から守るために」Ⅰ～Ⅲ(京都府教育委員会 平成25年3月～平成27年3月)
- 「子どもたちを児童虐待から守るために」教育相談リーフレット(京都府総合教育センター 平成27年3月)

7 生徒指導・教育相談

(4) 児童生徒への指導

オ〈携帯電話、スマートフォン等のインターネット利用に関わる課題〉

情報モラル教育

GIGAスクール構想により、児童生徒のICT利活用が大幅に増加し、インターネットが身近になった今、その情報活用能力の育成が急務である。過度の利用により児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、日常の些細なことがネット上のいじめに発展するといった深刻なトラブルが発生している。そのため、生徒指導の面から、過度の利用や学校等への不必要な持込みを注意するとともに、利用時の危険回避等、情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠である。指導の際には、児童生徒自身が、被害者にも加害者にもならないという視点が大切である。また、教職員はインターネットの特性やそのトラブルに関する正しい知識をもち、実態把握に努めることや、「情報モラル」について小学校低学年段階から計画的に指導し、併せて規範意識を高めることがより未然防止につながることを意識して指導に当たる必要がある。

教職員として

適切な指導の大前提として、インターネット社会の現状や関連法令を十分に把握し、情報セキュリティの確保等、教育公務員としてコンプライアンス意識向上に努めなければならない。インターネット社会は変化し続けており、児童生徒の被害や加害は、次第に多様化、深刻化している。しかし一方で、指導すべき教職員が情報モラル教育の実践経験が少なく、学校教育の中で情報モラル教育がなかなか進みにくい現状にある。モラル面での課題を置き去りにしてはならない。

情報モラル教育等の具体的な取組については、「教育の情報化に関する手引―追補版―」（文部科学省）にまとめられている。また、教職員や保護者が情報モラルを学ぶ場として、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携して実施している「e-ネットキャラバン」や、公益財団法人警察協会ビデオライブラリーのサイバー犯罪対策ビデオ等がある。

違法・有害情報対策

「出会い系サイト規制法」により、事業者や利用者に対する規制を行っていることから、近年では出会い系サイトでの被害は少なくなっている。一方で、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した性被害が増加し、問題となっている。また、アダルトサイト、違法薬物販売サイト等の違法・有害情報全般から児童生徒を遠ざけるための法律が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」である。この法律は、電気通信事業者等、接続プロバイダ、コンピュータメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課している。また、SNS等への書き込みやメールによって、児童生徒が自他の個人情報を公開することの危険性にも注意を促す必要がある。

メールに関するトラブル

メールに関するトラブルとして、アダルトサイトや出会い系サイトの勧誘、架空請求、振り込め詐欺やワンクリック詐欺、なりすまし等がある。これらの迷惑メールで困っている児童生徒や保護者には、携帯電話、スマートフォン等の通話着信制限機能や夜間利用制限等の利用を勧めるのが適切である。コンピュータウィルスを媒介するメールも猛威を振るっており、サイバー攻撃などの踏み台にされたり、自分が気付かない間に、犯罪に巻き込まれたりすることがある。コンピュータには必ずウィルス対策ソフトをインストールし、常に最新の状態に保つよう指導する必要がある。しかし、その機能も完全ではないので、不審なメールを開かない、不審なメールに返信しない等の指導をする必要がある。

被害発生時の対処

危険回避に十分注意を払っても、児童生徒がトラブルに巻き込まれる恐れは残っている。サイバー犯罪については、警察のサイバー犯罪相談窓口等に相談することができる。殺人・爆破予告等の緊急対応が必要な情報は110番通報すべきである。また、インターネット等での誹謗中傷被害のケースでは、まずは加害者にメール等で削除を求める。それでも解決しなければ、「プロバイダ責任制限法」によって、発信に用いられた接続プロバイダや掲示板運営者に対し、削除の申し出や、発信者情報開示を請求できる。ファイル交換ソフトでプライバシー情報を流されたような場合も、発信者情報開示を請求することができる。加害児童生徒が判明したときは、加害行為を繰り返さないために、安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気付かせ、一度インターネットに掲載されたものは拡散することはあっても消えないことを理解させることが必要である。

以上のようなトラブルに巻き込まれないためにも、保護者への啓発も実施し、共通理解をして取組を進めなければならない。

○京都府警サイバー犯罪相談窓口

https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seiki_h/cyber/cyber06.html

○青少年ネット被害相談窓口（平日9:00～17:00）

電話相談…075-605-7830

メール相談…seisho.net@pref.kyoto.lg.jp

《参考資料》

- 「教育の情報化に関する手引ー追補版ー」（文部科学省 令和2年6月）
- 「教育の情報化に関する手引き」（文部科学省 令和元年12月）
- 「安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト」（総務省 平成25年より随時更新）
- リーフレット（通年版）「ネットには危険もいっぱい ～あなたは本当にだいじょうぶ？～」
（警察庁、文部科学省 2020年版）
- 「家庭で話そう！～スマホ・ケータイ利用のルールとマナーについて～」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「子どもとネットのイイ関係！～保護者にできる4つの備え～」（京都府教育委員会 令和元年12月）
- 「ネット・SNSトラブル防止リーフレット あなたの子どもは大丈夫？保護者の役割！」
（京都府教育委員会 平成30年12月）
- 「情報モラル教育指導資料」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

8 学級・ホームルーム経営

(1) 学級経営の在り方と実際～小学校～

学級経営とは

学級は、児童にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものである。児童は学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教師は、個々の児童が、学級内でよりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めたいと考え、学級内での個別指導や集団指導を工夫していく。学級経営の内容は多岐にわたるが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教師と児童、児童相互のよりよい人間関係を形成しようとしたりすることは、その中心的な内容である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようになる必要がある。

学級経営の在り方

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童理解である。学級担任の教師の日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童を客観的かつ総合的に認識することが児童理解の第一歩である。日ごろから、児童の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

さらに、集団の一員として、一人一人の児童が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、児童に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、児童に感化を及ぼすこともあり、見えない部分での教師と児童との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営の実際

<朝の会>

朝の会では、一日のさわやかなスタートを切りたい。この時間では、児童の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整を行う。

○朝のあいさつを行う。

○欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している児童については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。

○児童の健康状態等の把握と指導を行う。

- 係や班活動の報告及び伝達等、学級での生活に関わる指導を進める。
- 一日の予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

休み時間には、授業中には見られない児童の姿が見られる。児童一人一人をよりよく理解するためにも、児童と打ち解けた時間を過ごしたい。児童が教員に期待するものの一つに、一緒に遊び、語ってもらえるということがある。

また、安全確保と事故防止についても、日ごろから留意し指導する必要がある。

<給食の時間>

給食の時間は、事前の準備、後片付けを通じて共同生活における協同、協調の精神の体得や望ましい食習慣の形成等に資する食育の推進の機会である。

- 給食の前に — ○手洗い・うがいの徹底 ○配膳中の指示
- 当番の活動 — ○身支度と手洗い ○食器等の運搬 ○配膳
- 食事中 — ○食事中のマナー
- 後片付け — ○片付け等の指示

資料①②③ P183・184

<清掃の時間>

清掃の時間は、児童が協力しながら、気持ちよく学習や生活をするのできる環境を整える上で大切な活動の時間である。

○役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

○清掃活動を通して、日常の環境美化に留意する態度を育成する。

<終わりの会>

終わりの会は、今日一日の学習や生活等全般について振り返ったり、翌日の指示や連絡をしたりする機会である。司会や会の進め方については、児童が自主的に運営できるように十分指導する。話合いの際は、自分の考えを述べたり、他の人の意見をよく聞いたりすること、また、他の児童の非難に陥らないようにすることなどについて指導する。また、翌日の予定や大切なことは連絡ノートに書き取らせるなど、きめ細かい指導も必要である。

- 一日の学習の様子について話し合う。
- 係や班活動の様子について話し合う。
- 各教科の課題や準備物、提出物について指示し、忘れ物がないように指導する。
- 家庭学習等の帰宅後の過ごし方や交通安全など下校途中や下校後の危険防止等について指導する。
- 帰りのあいさつを行う。

8 学級・ホームルーム経営

(2) 学級経営の在り方と実際～中学校～

学級経営とは

学級は、生徒にとって学習や学校生活の基盤となるものである。そして、学級経営は、学級担任が学級の実態を正しく把握し、生徒の人間関係を深めながら、より健全な学級集団を育てていく日常的な営みである。その活動としては、生徒のまとまりをつくりあげる活動や学級で行われる教科・領域等の活動、教室の環境を整える活動、学級事務に関わる活動等が挙げられる。

学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようになる必要がある。

学級経営の在り方

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな生徒理解である。学級担任の教師の、日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の生徒を客観的かつ総合的に認識することが生徒理解の第一歩である。日ごろから、生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

さらに、集団の一員として、一人一人の生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、生徒に自己存在感を与え、自己決定をする場を設け、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営の実際

<朝の会・朝学活>

朝の会・朝学活では、一日のさわやかなスタートを切りたい。この時間では、生徒の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整を行う。

○朝のあいさつを行う。

○欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している生徒については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。

○生徒の健康状態等の把握と指導を行う。

○係や班活動の報告及び伝達等、学級での生活に関わる指導を行う。

○一日の予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

休み時間には、授業中では見られない生徒の姿が見られる。生徒一人一人をよりよく理解するためにも、生徒と打ち解けた時間を過ごしたい。生徒が教員に期待することの一つに、理解してもらおう機会を少しでも多くもってほしいということがある。

また、安全確保と事故防止については、日ごろから留意し指導する必要がある。

<給食・昼食の時間>

給食・昼食の時間は、事前の準備、後片付け等を通じて共同生活における協同、協調の精神の体得や望ましい食習慣の形成等に資する食育の推進の機会である。

- 給食・昼食の前に — ○手洗い・うがいの徹底 ○配膳中の指示
- 当番の活動 — ○身支度と手洗い ○食器等の運搬 ○配膳
- 食事中 — ○食事のマナー
- 後片付け — ○片付け等の指示

資料⑪⑫⑬ P183・184

<清掃の時間>

清掃の時間は、生徒が協力しながら、気持ちよく学習や生活ができる環境を整える上で大切な活動の時間である。

○役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

○清掃活動を通して、日常の環境美化に留意する態度を育成する。

<終わりの会・終学活>

終わりの会・終学活は、今日一日の学習や生活等全般について振り返り、翌日の指示や連絡を行う時間である。また、学級活動に関わる諸指導を日常的に進める場として活用することもできる。司会や会の進め方については、生徒が自主的に運営できるように十分な指導を行う。

○一日の学習の様子について話し合う。

○係や班活動の様子について話し合う。

○各教科の課題や準備物、提出物について指示し、忘れ物がないように指導を行う。

○家庭学習等の帰宅後の過ごし方や交通安全等など下校途中や下校後の危険防止等について指導を行う。

○帰りのあいさつを行う。

**ホームルーム経営
の在り方**

ホームルームは生徒の学習や学校生活の基盤となる場である。ホームルーム担任は、管理職の指導の下、学年・学科の教師や生徒指導の主任、養護教諭など他の教職員と連携しながら、開かれたホームルーム経営の実現を目指す必要がある。そして、一人一人の生徒を客観的かつ総合的に認識し、生徒の気持ちを理解しようとする姿勢を持ち、愛情をもって接していくことが大切である。また、生徒相互のよりよい人間関係を育てていく上で、規律ある生活および集団づくりが大切である。

特に、生徒指導の三つの機能（「自己存在感」を与える、「共感的な人間関係」を育てる、「自己決定」の場や機会を設け、自己実現の喜びを味わわせる。）を生かし、個性の伸長を図るとともに集団や社会の一員としての望ましい態度が育まれるようにする。

**ホームルーム経営
の実際**

<ショートホームルーム>

生徒の健康状態の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整の時間である。

- 開始時、終了時のあいさつを行う。
- 欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している生徒については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。
- 生徒の健康状態等の把握と指導を行う。
- 予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<清掃の時間>

清掃の時間は、生徒が協力しながら、気持ちよく学習や生活をするのできる環境を整える上で大切な活動の時間である。

- 役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。
- 清掃活動を通して、日常の環境美化に留意する態度を育成する。

**ガイダンスの機能
とカウンセリングの
充実**

生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面接や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

**学級・ホームルーム
経営の在り方**

学級・ホームルームは児童生徒の指導の基礎的な場である。学級担任は、学年主任や教科担当教員等との連携を密にし、児童生徒との関わりをできるだけ多くもつように努めながら、学級全体はもとより児童生徒一人一人の状況を把握して指導を行う必要がある。児童生徒一人一人がいきいきと生活し、学習に臨めるよう、望ましい人間関係にも配慮して指導を進めることが大切である。

**学級・ホームルーム
経営の実際**

＜朝の会・終わりの会・短学活（ショートホームルーム）＞

児童生徒の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整の時間である。

- 開始時、終了時のあいさつを行う。
- 欠席、遅刻、早退の点検と理由の確認等の指導を行う。
- 児童生徒の健康状態等の把握と指導を行う。
- 予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

＜休み時間＞

授業と授業の間の時間、休み時間には、授業中には見られない児童生徒の姿があり、児童生徒一人一人をよりよく理解するためにも、児童生徒と打ち解けた時間を過ごしたい。

また、様々な課題の把握のためにも、児童生徒一人一人の状況を捉えたい。安全確保と事故防止についても、日頃から留意し指導する必要がある。

＜給食の時間＞

給食の時間は、食事に関する基本的な生活習慣の内容だけではなく、事前の準備、後片付けを通じて共同生活における協同、協調の精神の体得や望ましい食習慣の形成等に資する食育の推進の機会である。

資料⑪⑫⑬ P183・184

＜清掃の時間＞

清掃の時間は、児童生徒が協力しながら、気持ちよく学習や生活をしていくことができる環境を整える上で大切な活動の時間である。

- 役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。
- 清掃活動を通して、日常の環境美化に留意する態度を育成する。

学級事務の処理

学級・ホームルーム経営を円滑に進める上で、学級事務の迅速かつ的確な処理は大切である。また、学級事務は、適正な文書管理が要求される。

学級事務の内容は、およそ次のようになる。

<年度初めの事務>

○児童生徒名簿の作成

○諸表簿等の整備

出席簿、指導手帳、家庭連絡票、入学に係る書類、指導要録、健康診断票、歯の検査票、年間指導計画、学級・ホームルーム活動指導計画

○教室環境の整備に関わる作業

<日々の事務>

○出席簿の整理

○児童生徒の観察記録

○週指導計画等の作成

○提出物の整理

○家庭との事務連絡

○教室環境の整理整頓

○防火・安全点検の実施

<週間の事務>

○学級・ホームルーム経営案等に基づく活動計画の改善及び作成
(週指導計画の作成、提出)

<月間の事務>

○出席簿の月末統計と整理

<学期末の事務>

○成績一覧表及び通知票(表)の作成

○諸表簿の整理提出(出席簿、各教科別成績表、成績一覧表等)

※状況に応じ、補助的業務へのサポートスタッフの参画等により負担軽減が可能

<年度末の事務>

○指導要録等の表簿の整理

○年間出席統計

ただし、各種計画文書の改善作業は、活動ごとに、また、定期的に行う必要がある。

なお、児童生徒に関係する表簿データ等は校外に持ち出してはならない。記入は学校内で行い適切に保管する。特に、テストや評価の結果等の個人情報の保護については十分留意する。

保護者と連携を図つ

た学級・ホームルーム経営

<家庭との連携>

教育活動の一層の充実を図るためには、児童生徒一人一人を理解し、教育に対する保護者の関心や理解を深め、保護者との相互理解を図ることが大切である。そのためには、日頃から学級・ホームルーム経営方針に理解を得るとともに、保護者等の願いや思いの把握に努めるなど、学校と家庭との密接な連携が必要である。

<家庭訪問>

家庭訪問には、一斉に実施する定期訪問と、日常の教育活動の一環として必要に応じて行う臨時訪問がある。通常、年度当初に実施されている定期訪問では、保護者と初対面になる場合が多い。この機会を信頼関係を築く第一歩としたい。

家庭訪問の目的は、児童生徒の家庭及び地域社会の実情を教育的に捉えることにある。さらに、保護者との信頼関係や相互理解を深めることによって、児童生徒の教育という共通の課題について理解と協力を得たいものである。

<学級・学年通信>

学級・学年通信は、学校からの諸連絡のほか、児童生徒たちの日々の活動や成長の姿を、家庭に知らせることによって、より密接な連携を図ろうとするものである。

電話対応の基礎 P192~194

《参考資料》

□ 「心がけのススメ～新しく教職員になる皆さんへ～」(京都府総合教育センター 令和4年4月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

ア〈基本的な考え方と目標〉

基本的な考え方

コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットPC等に見られるように情報機器の使いやすさの向上とも相まって、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。将来の予測は困難であるが、情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、さらには自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来する。

そうした社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、児童生徒に確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。

学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。また、児童生徒が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が令和2年度から開始された。

さらに文部科学省は、具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引―追補版―」の発行や教育の情報化に関する総合的な推進方策である「教育の情報化ビジョン」、「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」のとりまとめを行い公表した。

また、令和元年12月、児童生徒一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて、「GIGA（※）スクール実現推進本部」を設置した。学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、令和2年度内に、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現している。

（※GIGA=Global and Innovation Gateway for All）

情報教育の目標

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（それぞれの該当部）における情報教育の目標は、全ての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力には次の三つの観点があり、これらを相互に関連付けて発達の段階に応じてバランスよく育成することが必要である。

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

《参考資料》

- 「教育の情報化に関する手引―追補版―」（文部科学省 令和2年6月）
- 「高等学校情報科『情報Ⅱ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（文部科学省 令和2年2月）
- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」
(文部科学省 令和2年)
- 「高等学校情報科『情報Ⅰ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」
(文部科学大臣決定 平成28年7月)
- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」（文部科学省 平成23年4月）
- 「情報モラル教育実践ガイド」(国立教育政策研究所 平成23年3月)
- 「学校における教育活動と著作権」(文化庁著作権課)
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」(京都府教育委員会 令和2年3月)
- 「情報モラル教育指導資料」(京都府総合教育センター 平成29年3月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

イ〈内容と情報モラルの指導〉

情報教育の内容

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、教員が、各教科等の目標と情報教育の目標との関係を正しく理解し、学校全体として体系的に推進することが必要である。(本編 P147 V-3-(6)「ICTの活用」参照)

児童生徒の情報活用能力を育成するためのICT活用の具体例については、

V 学習指導の実際

3 授業・学習指導の基本技術

(6) ICTの活用

児童生徒のICT活用(P148)にも掲載している。

【小学校】

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に実施することが重要である。

【中学校】

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

【高等学校】

「課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する。」、「収集した情報の客観性・信頼性について考察する。」、「様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり発信したりする。」、「相手や目的に応じて情報の特性を捉えて効果的に表現する。」等の様々な場面を設定して情報活用能力を育成することが必要である。また、情報や情報手段を実践的に活用するための科学的な見方や考え方として、手順や方法、結果の評価等に関する基本的な理論を理解することも重要である。

【特別支援学校】

コンピュータなどの情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障害の状態や発達の段階に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器である。また、インターネットをはじめとするネットワークの世界は、国籍、性別、障害の有無を問わない開かれた世界であり、そこに参加していくことは、障害のある人の積極的な社会参加の新たな形態の一つということもできる。

そのため、情報活用能力を育成するための特別支援学校学習指導要領の規定は小・中・高等学校と同様のものであるが、支援を必要としている児童生徒は、その障害の状態等により情報の収集、処理、表現、発信などに困難を伴うことが多く、情報社会の恩恵を十分に享受するためには、個々の実態に応じた情報活用能力の習得が特に求められる。

情報モラルの指導

京都府教育委員会では、全ての学校で情報モラル教育を実施することを推進している。情報モラルは複雑で多様な問題があるように見えるが、その大半が日常モラルであり、そこに情報技術の特性（基本的な仕組み）が加わることを理解しておくことが重要である。そのためには、「日常モラルを育てる。」「仕組みを理解させる。」「日常モラルと仕組みを組み合わせて考えさせる。」という三つの視点で指導することが必要である。仕組みについては、情報技術が進展しても変化しない部分と、情報技術の進展によって変化する部分がある。この構造を理解して、指導することが求められる。

また、情報モラル教育は、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要になる。児童生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるが、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために家庭と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要である。

情報モラルの判断に必要な要素

○日常モラル

- ・節 度 「やりたいことを我慢する。」「欲しいものを我慢する。」など
- ・思 慮 「情報を正しく判断する。」など
- ・思いやり、礼儀 「適切なコミュニケーションをとる。」など
- ・正義、規範 「情報社会のルールを守る。」「正しいことを実行する。」など

○仕組みの理解

- ・インターネットの特性
 - 公開性：「公開である。」
 - 記録性：「記録が残る。」
 - 信憑性：「信用できない情報がたくさんある。」
 - 公共性：「インターネットは公共の資源である。」
 - 流出性：「情報が漏れる。」など
- ・心理的身体的特性
 - 「夢中になってやめられなくなる。」「非対面で伝わりにくい部分がある。」「不安になる。」「感情的になりやすい。」など
- ・機器やサービスの特性
 - 「夢中になりやめられなくなるサービスがある。」「いつでもどこでもつながることができる。」「サービスの提供側から様々な勧誘がある。」「無料であることをうたって利用を勧誘してくる。」など

基本的な考え方

今回改訂の学習指導要領総則には、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と明示している。

社会構造の変化が急激に進む中、児童生徒に生き抜く力を付けさせるためには、社会の変化に対応できる基礎的、汎用的能力を育むことが大切である。

そのためには、特定の教科・領域だけでなく、学校教育の全ての場面でキャリア教育の視点を持った教育の展開が肝要である。具体的には、育みたい児童生徒像を明確にした上で、学校で学ぶことと社会との接続を意識した教育を展開し、児童生徒のキャリア発達を促していくことである。

児童生徒が学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして学ぶ意欲を高めるとともに、体験的な活動等を通して学校での学びを社会に役立てられるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進することが求められる。

キャリア教育の内容

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級・ホームルーム活動を要としながら、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級・ホームルーム活動の指導に当たることが重要である。

なお、今回の学習指導要領の改訂により、小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校等学校間のつながりが明確になるようにしている。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、育成すべき資質・能力を念頭においた職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

ただし、キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢をもつことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

特別支援学校におけるキャリア教育 キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化などの現実に応じた情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

また、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある児童生徒が自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるように、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

キャリア・パスポート 今回の学習指導要領改訂の特別活動では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と定めている。

これを受け、文部科学省は、『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」を平成31年3月29日付で発出した。それによると、前述の「活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と呼ぶこととし、「令和2年4月より、全ての小学校、中学校、高等学校において実施すること。」を求めている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

《参考資料》

- 「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「高等学校キャリア教育の手引き」（文部科学省 平成23年11月）
- 「小学校キャリア教育の手引き（改訂版）」（文部科学省 平成23年5月）
- 「中学校キャリア教育の手引き」（文部科学省 平成23年5月）
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ2」（国立教育政策研究所 平成30年3月）
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ1」（国立教育政策研究所 平成29年3月）
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育：個々のキャリア発達を踏まえた“教師”の働きかけ」（国立教育政策研究所 平成28年3月）
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』～キャリア教育を一歩進める評価～」（国立教育政策研究所 平成27年3月）
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「データが示すキャリア教育が促す『学習意欲』」（国立教育政策研究所 平成26年3月）
- 「第2期京都府教育振興プラン」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「『キャリア・パスポート』の取組をすすめるために～教員向け説明資料～」（京都府教育委員会 令和元年9月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(3) 伝統や文化に関する教育（グローバル化への対応）

グローバル化時代に 求められる資質・能 力の育成

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育の理念の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」（第2条第5号）が新たに盛り込まれた。

情報化やグローバル化が進み社会がめまぐるしく発展する中、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。言語能力を高め、国語で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現したりできるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようにすることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすることなどが重要である。

自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、変化する社会の中で自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができるといえる。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、自らの国や地域の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが求められる。

そのためには、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動などにおいて、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題学習などを取り入れ、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践を展開することが大切である。

伝統や文化に関する 教育の充実

幼稚園教育要領及び学習指導要領のポイントとして、教育内容の改善事項の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」が示され、各教科等において具体的に充実を図ることが求められている。

例えば、幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容の取扱いの中で、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が示されている。

また、小・中学校国語科では、「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」という中央教育審議会答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する事項を、「我が国の言語文化に関する事項」としてその内容の改善を図っている。その他にも、府内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）等、伝統や文化に関する指導の充実を示している。

京都府の取組

「第2期 京都府教育振興プラン」推進方策6「文化振興と文化財の保存・継承・活用」に基づき、「KYO発見仕事・文化体験活動」「高校生伝統文化事業」「高校生『京の文化力』推進事業」、文化財及び府立郷土資料館を活用した出前授業や体験学習等を実施し、博物館や美術館と連携した子どもの文化芸術活動など優れた芸術に触れあう機会や、美術工芸展など子どもの心を込めた作品発表の場の提供を行い、京都の自然・歴史・文化・産業などを学ぶ機会の充実や伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進を行っている。

また、推進方策1(4)「京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成」に基づき、外国語によるコミュニケーション能力の育成と、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備えた価値観や文化的背景の理解を深める取組の充実を図り、国内外の高校・大学や企業等と連携し、ICTを活用した遠隔教育を通して国際社会で活躍できるイノベティブでグローバルな人材の育成を図っている。

「グローバル人材」の概念

要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力

要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

(「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ 平成24年6月4日)

京都府は歴史的な伝統を守りつつ、新しい文化を常に創造し続けてきた。授業を通して、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を養い、地域を愛する心を育むこと、そして、それらを発信できる力を身に付けさせることが重要である。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。

また、日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に当たることが必要である。

《参考資料》

- 「外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版」(文部科学省 平成31年3月)
- 「CLARINET へようこそ」(海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ 文部科学省)
- 「グローバル人材育成推進会議 審議まとめ」(文部科学省 平成24年6月)
- 「外国人児童生徒に関する指導の指針」(京都府教育委員会 平成19年5月)
- 「京都府の『歴史・伝統・文化』を学ぶために・教えるために」(京都府総合教育センター 令和3年6月)

京都府における主権者教育の目的 主権者教育とは、「主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める教育」、具体的には「子どもたちが政治や選挙に関する理解を深め、我が国の地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えを受け止め、合意形成を図っていくことができるように育む教育」である。

京都府における主権者教育で育む力、態度

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

京都府における主権者教育の視点 京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養を育む実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知(平成27年10月29日付け)を踏まえて実践するものとする。

(1) 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。

(2) 「法やルールに関する教育」の実践

本府の主権者教育を、幼稚園から高等学校まで実践している「法やルールに関する教育」の一環として位置づけて指導する。

(3) 政治的教養を育む実践

話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考えや姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。

法やルールに関する教育 京都府の「法やルールに関する教育」は、ルールやきまり、法について体験的に学び、「心の教育」によってはぐくまれた道徳性や他者を思いやる気持ち、規範意識等を大切にしながら、状況に応じた行動（ふるまい）ができる子どもを育成することを目指すものである。

そのため、単に法的なものの見方や考え方だけを学ぶということだけでは

なく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させ、人や社会と共生できる行動へとつなげようというものである。

そのためには、知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度の育成という3つの観点に立ち、全ての教育活動を通して実施する必要がある。

○他者の立場を理解した上で、理性的な議論となるように自分の意見を主張する。

○与えられたルールを守るというだけでなく、ルールやきまりが必要な理由や、人と協力しながらつながるためのルールなどの妥当性について公平・公正の視点から考え、ルールをつくり、場に応じた行動ができる。

○身近なトラブルなどを解決するとともに生活しやすい環境を生み出すとする。

指導項目「協力」「公平・公正」について

京都府が目指す「法やルールに関する教育」は、指導項目として子どもや教職員が捉えやすい「協力」と、その協力を円滑に進める際の基準としての「公平・公正」という指導項目を中心に全ての教育活動を通じて進めていくこととする。

「協力」

どのような状況であれば「協力」できるのかについて、考えることを通して条件や基準を表現・判断できる資質・能力を育てる。その際、「協力」の条件や基準についての理解を深めさせることが重要である。

「公平・公正」

集団が目指す目標に応じ、求められる個性や能力等には違いがあることが当然であり、多様な価値観や自分とは違う異質なものが世の中には存在することに気付き、それを認め、公平・公正を意識した行動ができる子どもを育成することが重要である。

《参考資料》

- 「私たちが拓く日本の未来」(生徒用副教材)(総務省・文部科学省 令和2年度一部改訂)
- 「私たちが拓く日本の未来」(活用のための指導資料)(総務省・文部科学省 平成27年9月)
- 「高等学校等における主権者教育指導の手引き」(改訂版)(京都府教育委員会 平成29年3月)
- 「『法やルールに関する教育』実践事例集・年間指導計画～京都市『ふるまいの教育』の進め方～」
(京都府教育委員会 平成29年3月)
- 「『法やルールに関する教育』実践事例集～京都市『ふるまいの教育』の進め方～」
(京都府教育委員会 平成28年3月)
- 「『法やルールに関する教育』ハンドブック～京都市『ふるまいの教育』の進め方～」
(京都府教育委員会 平成27年3月)

※高等学校では、選挙権年齢の引き下げなどを踏まえ、主権者教育において公民科が重要な役割を担っている。高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説公民編の第3章の1の(2)で、「全ての生徒に履修させる科目である『公共』は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。」としている。

環境教育の目的

環境教育の目的は、身の周りの生活に係る規範意識をはぐくむのみならず、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることである。そのためには、社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見たり、課題を発見・解決したり、既成概念にとらわれず新しい価値を創り出す「未来を創る力」及び地球環境やそれを取り巻く社会を理解し、その変化に気付いて保全のために行動できる「環境保全のための力」の両方を育成する必要がある。

環境教育の視点

環境教育を行う際には、次のことに留意して進めることが大切である。

- ① 持続可能な社会の創り手の育成
環境教育は、これまで以上に ESD（持続可能な開発のための教育）や SDGs（持続可能な開発目標）との関連を踏まえたものにしていく必要がある。自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力などを育成することを通して、持続可能な社会の構築という観点を意識した「児童生徒の意識の変容を引き出す」ことを目指す。
- ② 重視する要素
 - ・人間と環境及び環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶ。
 - ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉える。
 - ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷を捉える。等
- ③ 体験活動を通じた学びの場の設定
体験活動を取り入れた環境教育を積極的に進める。その際、教師はファシリテーターとして関わる意識をもち、学ぶ側が主体となり自らが考える活動となるように配慮する。また、活動が一過性のものとならないよう「ねらいの具体化」や「効果の可視化」を行い、改善につなげるよう留意する。
- ④ 地域や家庭、各種機関等との連携
体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠となる。教職員は、ESDの視点から地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められる。
- ⑤ 地域の実態からの取組
特定の地域からの視点をもった活動は、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進が期待できる。この活動は、地域の企業や地域自体に関わる複合的・波及的な効果も期待でき、「地域循環共生圏」の創造にもつながるため、特に積極的に進めていくべきである。

環境教育の進め方

環境教育を進めるに当たっては、教科等横断的な学習や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。また、校種間の接続や家庭、地域社会、関係機関との連携を通して、生活とのつながりを意識しながら取り組むことが大切である。教職員は、研修や講習等への参加、「ESD推進の手引」（文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会）等の資料を活用し、実践力の向上を図ることが求められている。

《参考資料》

- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（環境教育等促進法基本方針の変更）」（環境省 平成30年6月）
- 「環境教育指導資料『幼稚園・小学校編』（平成26年10月）・『中学校編』（平成28年12月）」（国立教育政策研究所）
- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画（ESD国内実施計画）」（持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 平成28年3月）
- 「京都府 京とあーすの環境」 <http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/>（京都府）

基本的な考え方 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会総がかりで推進を図っていくことが重要である。

京都府における読書活動の取組 京都府では、京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）をまとめ、以下に示された読書活動を推進している。

- (1) 家庭における読書活動の推進
- (2) 学校等における読書活動の推進
- (3) 地域社会における読書活動の推進
- (4) 効果的な読書活動の推進

また、京都府立図書館では、学校における探求型学習への支援として「学校支援セット」の貸出しや「来館型調べ学習」を行っている。

学校図書館の役割 学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられているが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待される。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要である。

《参考資料》

- 「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～」
(京都府教育委員会 令和2年3月)
- 「学校図書館機能充実ガイドライン」(京都府教育委員会 平成27年1月)

基本的な考え方

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。食育基本法前文では、食育を、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けている。さらに、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としている。京都府の学校における食育推進の基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校の「食に関する指導の目標」に基づき各学年ではどのような資質・能力を育成するのか明らかにし、どの教科等でいつ誰が指導を行うのかを全教職員が理解し確実に実施することが必要である。
- ② 食の専門家である「きょうと食いく先生」による実践型食育（田植え、稲刈り、茶摘み、漬け物作り、味噌作りを体験させる等）を推進する。
- ③ 先進的な実践事例を活用し、家庭、地域及び研究機関や企業等の外部専門家との連携を図る食育を推進する。
- ④ 学校給食未実施の中学校や高等学校においても、ライフステージにおける大切な食育の場であることを意識し、校種間の系統性を踏まえながら、学校教育活動のあらゆる場面で食育を推進する。
- ⑤ 地場産物や地域の郷土食、行事食を献立に取り入れたり、教科等と関連させた献立の工夫や食品ロスの削減に関心をもたせたりするなど、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図る。

食に関する指導

食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的責任は家庭にある。しかしながら、近年、子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満や過度のやせ傾向の増大などが見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されている。学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

各学校では、給食の時間をはじめ、関連教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等、様々な場面で食に関する指導を行う。学校における食育の推進は、食に関する指導の全体計画に基づき校長のリーダーシップのもとに学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員等、全教職員が連携・協力し、関連教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科等横断的に行われることが重要である。

なお、中学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、食に関する指導が適切に行われる必要がある。さらに、高等学校においては生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、指導することが重要である。

資料⑬ P184

《参考資料》

- 「食に関する指導の手引―第2次改訂版―」（文部科学省 平成31年3月）
- 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」
(文部科学省 平成29年3月)
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」
(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課HP掲載 平成28年2月)
- 「食育のパワーアップを図ろう～生きる力を身につける食育の実践に向けて～」
(京都府教育委員会 平成29年3月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(8) 社会奉仕等に関わる体験活動を生かした学習

社会奉仕等に関わる 体験活動を生かした 学習の目的

社会奉仕等に関わる体験活動は、共に助け合って生きることの喜びを体得する中で、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることを目指すものであり、人、社会、自然と関わる直接的な体験活動を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという、人間としてごく自然な温かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「よりよく生き、よりよい社会をつくる」ための鍵となる。

学校においては、学校や地域、関係機関が一体となって「社会総がかりでの教育」による取組が不可欠になっており、そのためにも「地域とともにある学校」への転換を図るため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」が有効な仕組みとして、その導入が推進されている。

また、実施に際しては、発達の段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、生徒会等を活用したリーダーシップの育成、自発的なボランティア活動等の高等学校における単位認定など、活動の適切な評価などに配慮して取り組む必要がある。

具体的な活動例

- 地域社会への協力や学校内外のボランティア活動
- 各種の生産（飼育栽培）活動
- 校内外の美化活動 等

実施上の留意点

発達の段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえ、学校として活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直し、

- ① 学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間をはじめ、各教科等の学習指導及び部活動等の課外活動など教育活動において適切な位置付けを行うこと。
 - ② 各校種におけるそれぞれの取組に継続性をもたせ、発達の段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること。
 - ③ 各教科等における学習指導との関連を図ること。
- などが求められる。

特に教科担任制を主とする中学校・義務教育学校及び高等学校においては、教科担任の教員間の緊密な連携・協力が重要である。